

第10回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年4月24日（水）9:59～12:31
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、
長谷川幸洋（座長代理）、新山陽子、林いづみ
 - （専門委員）齋藤一志、藤田毅、本間正義、三森かおり、渡邊美衡
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
森山規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）農林水産省：新井消費・安全局長
農林水産省：安岡消費・安全局農産安全管理課長
農林水産省：信夫大臣官房政策課長
全国農業協同組合連合会（全農）：神出代表理事理事長
全国農業協同組合連合会（全農）：岩城代表理事専務
全国農業協同組合連合会（全農）：山崎代表理事専務
全国農業協同組合中央会（全中）：比嘉専務理事
農林中央金庫（農林中金）：大竹代表理事専務
全国共済農業協同組合連合会（全共連）：秋元代表理事専務
秋田ふるさと農業協同組合：小田嶋代表理事組合長
北つくば農業協同組合：加倉井代表理事会長
北つくば農業協同組合：吉川代表理事組合長

4. 議題：

（開会）

1. 肥料取締法に基づく規制の見直しに向けた検討状況について
（農林水産省からのヒアリング）
2. JAグループによる農協改革集中推進期間における自己改革の実行状況等について
（JAグループ及び単位農協からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、皆さんおそろいですので、時間より若干早いですが、第10回「農林ワーキング・グループ」を開催したいと思います。

本日は、大田議長、金丸議長代理が御出席であります。

ここからは飯田座長に司会進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
○飯田座長 ありがとうございます。本日の議題1は「肥料取締法に基づく規制の見直しに向けた検討状況について」であります。

前回、肥料メーカーから実態、課題についてヒアリングを行いまして、金丸議長代理より、より民間の創意工夫が生きるような形で改正する必要があるとの御発言がありました。

本日は、農林水産省よりヒアリングを行います。事前に事務局で「肥料取締法に関する質問事項」を作成し、農水省に送付しておりますので、事務局の説明からお願いいたします。

○小見山参事官 お手元の右肩に「事務局説明資料」と書いてあります2枚紙でございますが、「肥料取締法に関する質問事項」を事前に農水省にお送りしまして、今日はそれに基づいてプレゼンテーションいただくことになっておりますが、簡単に御説明申し上げます。

まず「1. 公定規格」でございますが、前回のプレゼンテーションなどで公定規格が詳細に過ぎ、メーカーによる未利用資源の活用や創意工夫を生かした柔軟な製品開発を妨げているという指摘があったところでございます。指定配合肥料については、公定規格の最小成分量が高い水準に設定されているため、主成分が最小成分量に満たない場合は原料として使用できないという指摘もあったところでございます。

このような指摘を受けて、公定規格の肥料の種類の大くくり化、簡素化を行うべきではないかと。具体的には主成分の最小量を緩和する。副産物肥料について使用できる原料を拡大するというところであります。ほかの先進国でどのような規制が行われているかと。

「2. 混合」でございますが、普通肥料と特殊肥料の混合や普通肥料と土壌改良材の混合は原則認められていないということでもあります。ただ、混合に関するニーズは農業者から高いという御説明でありました。

平成24年に混合堆肥複合肥料について新たな規格が制定されたが、不十分であるという指摘があるところでございます。本年3月、施用者委託配合が認められたところでありますが、現実にはこのような委託は農業者に対する肥料メーカーの提案などに基づいて混合が行われているという実態があります。

肥料メーカーに普通肥料と特殊肥料の混合や、普通肥料や土壌改良材の混合を認めるべきではないかと。仮に混合することに問題があるのならば、混合が認められないケースを明らかにすべきではないかと。他の先進国の運用も見ながら検討されてはいかがかということでもあります。

「3. 保証成分量」でございます。肥料の設計段階での保証成分量の算定の方法や、設計にあたっての算定の方法が厳格であると。分析結果の許容値が低いということから、製品に過剰な余裕成分が含まれ、コスト高の要因になっているという指摘があったところでございます。現場の農家にとっても、正確な施肥量が把握できないという問題点があり、この結果、特別栽培農産物の基準をクリアしたとしても、実際には基準量以上の窒素成分

量が含まれている場合もあるという指摘があるところでございます。

それで、日本の許容量は海外と比較してどうなのかと。②として、指定配合肥料については、現在、原料の保証成分量を使って製品設計を行って保証成分量を計算するように求められているのだが、成分実測値を使用することも選択可能とすべきではないかという質問であります。

「4. 保証票」でございますが、保証票について非常に細かいと。特に重量順に原料を保証票に記載するという点について改善の要望があったところであります。消費者に判読可能であれば、表示のサイズなどは自由化すべきではないかと。他の先進国の運用も参照し、原料の重量順表示を不要とする、原料表示を大きくくり化するなどの簡素化を行うべきではないかと。

「5. 運用」でございます。保証成分量の許容値について公表されたのが平成28年で、それまではFAMICの運用に任されていたという指摘があり、FAMICの運用が地域によってばらつきがあるという指摘もあるところでございますが、このばらつきをなくすようにどのような取組を行っているかと。また、法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の申請をなくす、銘柄ごとの保管場所の申請を不要とする、手続を電子化するなどの簡素化の要望にどのように対応するのかと。

「6. 法律の題名」については、肥料取締法という名前を変えてほしいというニーズがあったところでございますが、これについてどのように考えるかと。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、事前にお送りした質問への回答も含め、農林水産省より御説明をお願いいたします。

○新井消費・安全局長 よろしくお願ひいたします。

お手元に配付しております資料に沿いまして、それぞれ今日いただいた論点も含めまして、簡単に私どもの今回の見直しの趣旨も踏まえて御説明をさせていただきたいと思ひます。

この規制改革推進会議でもヒアリングをしていただきましたけれども、私どもも昨年来、肥料関係者との意見交換を踏まえてきておりまして、今日御指摘いただいた事項は我々も認識しているところでございます。基本的には肥料の制度、15年間見直しをしていないということもございまして、今の農家のニーズに応えながら柔軟にやっていきたいということでございます。

その前に、肥料とはどんなものなのかということで、2ページ目から「肥料の概況」と書いてございますけれども、肥料の制度の仕組み、それから何で国が介入しているのかということをお説明させていただきたいと思っております。

3ページ目は肥料の役割と効果でございます。肥料はいずれにせよ収量や品質を向上させるということ、それから長期的には地味をよくするという点で、短期あるいは長期的

な生産力の確保のために農家が自主的に選択をしてやっているということでございます。肥料につきましては、例えば肥料ゼロでもいいということではございますが、当然ながらよい作物をとる、あるいは生産性を向上させるために肥料を皆さんが選んで投入しているということでございます。例えばということで、肥料によります収益の違いを見ますと、麦ですと肥料をやると100なのですけれども、やらないとその4割ぐらい、6割減になるといった特徴がございますので、こういう中で、経営判断で適切な肥料を選択しているのが肥料の世界ということでございます。

そういう肥料に対して国がどういう形で、何ゆえに介入しているのかということをお大卒でまとめたのが4ページでございます。基本的に肥料は、安全で効果的な肥料を適切に農家が選択できるようにということで制度の枠組みを組んできたということでございます。ポイントを分けると大きく3つあると思っております、当然ながら農家が使いたい肥料を正しく選択できること。肥料は効果・効能がすぐ明らかということではございませんので、ごまかしが多い分野ということもございます。それは後ほど御説明いたしますが、原料由来の問題という例もございます。そういうために農家が使いたい肥料を正確に判断するために、表示も含めまして対応していくということ。

もう一つ重要なのは、安全で効果的な肥料を流通させるということでございます。肥料のほとんどは産業副産物や廃棄物から生産されるということではございまして、その中には当然有害物質や肥料に効果のないような廃棄物も流通するというところがございます。このような安全でないものを田畑にやりますと、それで有害物質が残るということ。それはその農地だけではなくて、周辺の地下水等への影響もあるということではございますので、安全については特段の配慮を図りたいと思っております。

もう一つは肥料の効果的な土づくりということで、これにつきましては、適切な施肥をすることによって農家の指導をしながらやっているということではございます。そういう役割の中で公定規格を作り、あるいは登録制度を作り、保証票を作ってきたということではございますが、今回の御質問事項にもありましたとおり、見直しの視点といたしましては、基本的には公定規格を見直ししていく。これは新たな肥料の生産や開発が進むように複雑な公定規格を簡素化していくということと、成分規格を緩和していきたいと思っております。それから、使用できる原料を明確化していく。それから、登録・届出の手續につきましても、幾つか実態を踏まえて当然ながら簡素化していくということではございます。表示についても、農家の選択がしっかりできるということを条件に、必要な緩和をしていきたいと思っております。

冒頭申し上げましたが、10年以上改正をしていないということではございますので、制度の総点検をして見直しを行いたいと思っております。この中には当然、法律によるもの、それから告示等によるもの、いろいろな分野のものがございましてけれども、それらにつきまして全体的に農家のニーズを踏まえて見直しをしていきたいと考えているところでございます。

少し補足をさせていただきたいと思います。「肥料の特質」と5ページに書いてございますけれども、肥料は見た目だけでは効果や安全性が判断をできないということでございまして、当然生産者と農家の間に情報格差が起きやすいということで、こういう点から国が一定の介入を行っているということでございます。先ほど申し上げましたように、肥料の効果が全くないものをあたかもあるように売っているという状況もございまして、因果関係が長期的に見なければわからないものもあるということでございますので、この辺につきましては、やはり一定程度のそもそも生産の制限、それから流通の制限を行っていくことが必要ではないかと思っております。

参考2、6ページでございまして、肥料に使用される原料でございまして。鉱物を原料とするものや化学合成されたものが下にございまして、これらについては有害物質というものがございまして、一定程度化学処理されたということでございまして、これらについては工場の過程ということで、有害物質の除去はある程度適切に行われることが担保されますが、後ほど申し上げますけれども、これから積極的に使っていきたいと思っております産業副産物由来のもの。これらにつきましては、いろいろな有害物質が入っている可能性が高いということでございまして、この辺についてはやはり安全性の観点で特段の配慮を図っていかねばいけないのではないかと思っております、この辺が肥料制度の少し難しい点かなと思っております。

次に7ページ以下、現在、昨年来の農業関係者、肥料事業者のヒアリング等を踏まえまして、見直しを進めているところでございまして、その2つの視点について御説明をさせていただきたいと思っております。それが8ページ、9ページでございまして。

1つは、堆肥の投入量が減っているということで、日本全体で地味が低下している状況にあるということでございます。今、農業現場では地力が低下した土壌や栄養のバランスが悪化した土壌が増加しているということで、長期的に見ますと収量の低下が懸念されるような状況になっているということでございます。特に水田につきましては、重量が重く大量に散布しなければならない肥料については労働力も必要になるということで、使用量が減少しているということでございます。これが長期的に日本の生産力の基礎を揺るがしているという状況でございまして。

また、畑や果樹園では、窒素、リン、カリを中心に画一的な施肥によりまして、ホウ素等の微量元素が欠乏して生育障害が起きているというような状況がございまして。リン酸の過剰による病気の誘発なども発生しているところでございまして。

このように、土づくりや土壌の栄養バランスを改善していくということが必要になってございまして、これは先ほど申し上げた施肥の仕方ということと、労働力を削減した中でどうやって効果的な施肥をするのかという問題もございまして、ここについては改善をしていく必要があると思っております。

9ページに参りまして、もう一つは肥料の内容でございまして。世界的に肥料の需要が伸びております。これは途上国等におきまして、肥料をやる経済的な余裕ができてきたと

ということもございます。そういう中、長期的にわたりますと肥料の安定供給が非常に危うい状況になっているということでございます。見ますと、実際にも2008年には国際的に原料が高騰しているということで、一時的ではございますけれども肥料が高騰し、徐々に高騰の方向にあるということでございます。

それに対しまして、国内では産業副産物を肥料として有効に利用していくと、有機物をどうやって利用していくかということが大きな課題でございます。現在、例えば食品リサイクルで見ますと、こちらもそれぞれの食品企業のリサイクル率を上げていくという改正をしたところでございますが、肥飼料への利用率は24%ということでございまして、この辺につきましても、更に有効に使っていくというのが必要となっております。

これらの産業副産物を有効に使っていくことは農家にとってもメリットがあるということでございまして、9ページの右側にございますが、一つはコストが安くなるということと、国際的な市況に左右されない、それから地域的な資源循環に役立っているということでございまして、これをどうやって循環型社会の中で更に位置づけていくのか。そのときの肥料の流通の形をどう考えていくかというのが大きな視点だと思っているところでございます。

10ページでございます。産業副産物を利用する場合の問題点ということで、先ほども一部御説明をいたしました。産業副産物を活用した肥料は地域に存在する様々な資源を生かすということでございまして、實際上、地域の数多くの小規模事業者により生産をされております。産業廃棄物業者を兼ねている業者も多いということでございまして、ここの安全性の確保のためのルールをどうやっていくのかというのが重要だと思っております。

しかしながら、最近このような肥料につきましても、有害物質の基準の超過や原料の虚偽表示の違反というのもございまして、ここを農家への適切な情報開示、農家に安心して利用できるような状況をつくっていくということが、産業副産物をこれから更に活用していくための大きな課題と考えているところでございます。

3番目でございます。今日いただいた質問、あるいは前回の事業者のヒアリングで出たことにつきまして、大枠を御説明させていただきたいと思っております。

1つ目は公定規格と配合についてでございます。公定規格につきましては、12ページにございますように、今、大体160の規格がございます。大きく分けると、単一化合物、複数の肥料を混合したもの、動植物・副産物肥料ということでございます。この単一の化合物につきましては、基本的には海外でも同様にそれぞれの化合物を作っているということで、ここはそれぞれの化合物の特性というのがございますので、基本的には維持をする方向かなと思っております。

しかしながら、複数の肥料を混合した肥料、それから動植物の複数の肥料につきましても合わせて100ございますけれども、これらにつきましては大きくくり化、簡素化していくということで、農業者、肥料生産者の利便性を高めたいと思っております。

内容につきましても、有効成分の最小量の引き下げ、成分濃度は低いけれども安い原材

料を使うようにするといったことで、新たな肥料の生産や開発の道をつくっていきたいということでございます。

この公定規格を改定する場合には食品安全委員会に諮問するという手続が必要でございます。その後、告示を変えるということでございますので、これは逐次進めていきたいと思っております。

それから、特殊肥料と普通肥料の配合を可能とするということも進めていきたいと思っております。これも農家の省力化につながるということで、積極的に対応していきたいと考えているところでございます。

次が13ページ、保証票についてでございます。保証票の表示等が非常に細かいというお話がございました。これは我々の事業者のヒアリングの中でもいろいろな意見が出ております。これは農家が求める表示内容について、必要なもの、あるいは不要なものというのもございます。これにつきましては見直しの方向性としては、1つは重量順の表示を不要にするなど簡素化するという意見がございました。これにつきましては、原料表示の大きくくり化、あるいは表示を簡素化すること。表示していないものにつきましては、電子表示、QRコードなどで補足する道ということも考えていきたいということでございます。これもそれぞれの肥料の内容に応じて精査をしていくということかなと思っております。分析値による保証を可能にするということも、一部のものについては検討していきたいと思っております。

それから、許容差の拡大ということで、これは御指摘がありましたとおり諸外国に比べますと若干許容差が狭いという状況がございます。許容差の見直しは、それぞれの種類によって違っている状況でございますので、ここはそれぞれを見ながら考えていきたいと思っております。例えば45%保証の硫酸カリといったものは、日本では0.3あるいは0.45となっておりますが、EUでは0.5ということでございますので、この辺はそれぞれ見ながら考えていきたいと思っております。

14ページの届出、登録につきましても、確かにいろいろなものを改善する余地があると思っております。実際にヒアリングで出ましたそれぞれの事項につきましても、有効期限の延長でありますとか保管場所の届出を不要にといったものは、それぞれ一つずつ点検をして、必要な見直しをしていきたいと考えているところでございます。

また、肥料の取締り業務をやっているFAMICにつきましても、若干、それぞれの地域で異なるのではないかという御指摘がございましたけれども、これもマニュアルや研修等によりまして、対応に差が出ないように努めていきたいということでございますが、改めて事業者の意見も聞いて、運用の統一を図っていきたいと思っております。

最後、まとめでございますけれども、これまで御説明してきた内容を中心に肥料制度の課題と見直しをしていきたいと思っております。御説明したものの概略をまとめると、15ページということでございます。1つは有機・副産物肥料を農家が安心して利用できるように肥料業者の原料管理制度を導入していく。それから、農家のニーズに応じた新たな

肥料の開発や利用が進むように、肥料の配合の柔軟化や規格の見直しをしていく。肥料の表示等につきましては、現場のニーズの変化に合わせて規制を効率化していくという3つの方向だと思っております。

これらのそれぞれの分野につきましては、いろいろな段階でできることということでございますので、できることから順次改正を行い、法律の名前といいますのは、名は体を表すということでございますので、中身が変わるとおのずと名前も変わってくるということだと思っております。我々の基本は、やはり安全な肥料を農業者が選択できるようにすることでございますので、これからまだ全部点検が終わっているということではございませんが、一つ一つ点検をして進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

では、林委員。

○林委員 抜本的な制度の見直しを御検討いただいているということで、ありがとうございます。法律の題名も、「取締法」というのは明治時代の発展途上だった日本の時代の名残ではないかと思えますし、有効性、安全性確保が必要となります医薬品についても取締法という名前ではもはやございませんので、是非、法律の題名から改めていただきたいと思えます。

質問は公定規格について3点ございます。今回、公定規格上の有効成分の最小量について緩和していただけるということなのですが、「徹底的に引き下げる」ということで、どこまで下げることをお考えになっているのかというのが1点目の質問でございます。

2点目は海外との比較についてです。先日の事業者からのヒアリングでも、日本では最低成分量を満たさなければ産業副産物を肥料の原料として使用できないとか、成分の構成が公定規格に存在しない場合に規格改正まで長期の負担を求められるとか、現在の公定規格が登録基準として非常に細かいことなどについての問題が指摘されております。こんなに細かいのは日本だけではないのか。他の主要国では規格がどのくらい、幾つあるのか、是非その辺の各国基準の詳細な比較を提出していただいて、公定規格の在り方そのものを見直すべきではないかと思えますので、この点について御見解を伺いたいと思えます。

3点目は有害成分の最大量についてです。これも前回、ヒアリングで伺ったところによりますと、現在の規格では、含有を許されている有害成分の最大量が肥料の種類ごとに定められているそうでございまして、なぜ製品ごとに、肥料の種類ごとに分けて定められるのか。ほかの先進国では製品ごとではなく一般的な指定になっているのではないかという点の疑問がございますので、その点についても教えていただければと思えます。

○飯田座長 では、お願いいたします。

○安岡消費・安全局農産安全管理課長 農産安全管理課長の安岡でございます。お答えさ

せていただきます。

皆さんには、私どもの説明資料の12ページをご覧くださいと思います。公定規格は簡単に一言で申し上げると3つのグループに分かれております。単一化合物の規格、それと様々な複数の肥料を混合した規格と、有機物などの規格というのがあります。局長からも御説明させていただきましたけれども、単一化合物の規格は海外とほとんど差はありません。有効成分量の規格なども窒素が例えば硫酸アンモニウムだったら20.5%とかそういった規格があるのですけれども、これは実はそれぞれの純度を定める規格になっていて、海外でもそれぞれのものがちゃんと一定の純度を確保するための規格として機能しております。ですから、この点に関しては海外とも同様であり、確保していかなければいけない。今どおりの規格をしていかなければいけないと考えています。

一方で、複数の肥料を混合する部分と動植物の部分は、海外に比べると細かいと私どもも認識はしております。そこに関してはできるだけ大きくくり化したり、簡素化したり、海外の規格の設定の仕方などを見ながら検討していきたいと思っております。

そこで、例えば有効成分などで6%とか7%になっているものなどについても、その最大量の規格が本当に必要なのかというのを見ていって、物によっては例えば肥料として最低限必要な1%とかでもいいのではないか。水準をどうするかはこれから検討なのですけれども、そういったものを一つずつ見ながら検討していきたいと思っております。

あと、有害成分の最大量なのですけれども、おっしゃるとおり国によって2つのアプローチがあって、一律の有害成分の基準を全部に同じようにかけている国と、日本のように種類ごとにかけている国、実は2通りのやり方がございます。メリット・デメリットございまして、一律にかけてしまうと何がデメリットかという、実は肥料の種類によって有害成分が違い、ターゲットが違うにもかかわらず、全部の有害成分をとらなければいけないということなので、正直言うと分析などが手間になって、より多くなってしまいます。それぞれの種類ごとに含まれる有害成分が決まっていますので、我々がチェックしなければいけないのはそんな有害成分だけです。ですから、それぞれの種類ごとにチェックしなければいけない有害成分だけをチェックするというやり方、現在の日本のやり方は有効なのではないか。

海外などでも今、特に有機物とか副産物の肥料に関する制度を、欧州などが入れようとしているのですけれども、そういったところは種類ごとのアプローチをしていますので、そういった意味ではそういうアプローチは有効なのではないかと考えております。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。

最後におっしゃったところについては、私は素人なので余りよく知らないのですが、前回伺ったヒアリングでは、有害成分ではなくて有効成分のほうですけれども、海外では3要素トータルで何%でオーケーという考え方で行われていると。製品ごとかどうかというところも結局はその大もとの登録基準が細かいということと関係しているのではないか

と思います。是非とも抜本的な見直しの中で、民間の創意工夫が生きるように、混合の規格の見直しとも関連すると思いますけれども、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○飯田座長 どうぞ。

○安岡消費・安全局農産安全管理課長 今のお話だとか、新しい肥料を作ろうとするときに新たな規格を作るのに時間がかかるとかいうことは、1つはやはり細か過ぎる規格にあると思うので、大きくくり化ということで、そういうところは解消していけないかと考えております。御意見も考えてやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○飯田座長 では、藤田専門委員。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

公定規格に関してですけれども、鳥、豚、牛、窒素は相当差があつて、特に牛は低いようです。そういう中で日本国内を見出したら、地域によって物すごく畜産物の差があるわけです。それが環境汚染の可能性を持っていると。できれば有効利用していくという方向でいきますと、早急に混合物の認可、それも最低量でオーケーにしていくということは、日本国内における安全性をも担保していくのではないかと思います。

ただ、今、公定規格以外の登録とか保証票については割と早くできる話かなと思つていますがけれども、この成分公定規格というのは結構それに時間を費やす可能性を持っています。スピーディーにどうやっていくかについてお聞きしたいのですけれども。

○飯田座長 お願いいたします。

○安岡消費・安全局農産安全管理課長 できることからやっていくというのが我々のスタンスです。ですから、法律改正が必要な事項もあつたり、公定規格の見直しでできたりするようなものもあつたりするので、とにかく検討を早めてやっていきたいと思つております。

ただ、公定規格は我々だけで決まらない部分があつて、安全性の問題でもあるので食品安全委員会の諮問という手続を経てやる部分もあります。まだ我々はここら辺の調整もできていないので、そういった調整なども早目に御相談をしながら、できるだけプロセスは早くやっていきたいと思つますし、そういう意味では皆さんのニーズを引き続き聞きながら、そこはやっていきたいと思つております。

○藤田専門委員 その安全性についてですけれども、全て同じようなくくりではなく、畜産物から出てくるものとか食品から出てくるものと汚泥とかとは違う形でいかないと、同じスピードになったら遅れると思つます。しっかりとそのこの区別をつけていただければと思つます。

○飯田座長 どうぞ。

○安岡消費・安全局農産安全管理課長 もちろんそれぞれ安全性には差がありますので、そういったものもちゃんと考慮しながら、そこをしっかりと説明しながらやっていきたいと思つます。

○飯田座長 では、新山委員。

○新山委員 私は肥料のほうは余り詳しくないので、十分な意見が言えるかどうかわからないのですが、よく似た規制措置に餌、飼料があります。飼料は飼料安全法で規制されていて、ほぼ同じように安全の確保と品質の改善が担保できるようにされています。畜産の研究をしてきましたので、そちらを頭に置いて見てしまうのですが、幾つか気になることがあります。まず1つは、見直しの視点を出される場合に、品質の改善と安全の確保を仕分けして整理していただいたほうがよいのではないかと思います。方向性が違うと思いますので、一緒になると、どちらがどうなっているのかわからない状態になるように思います。

品質改善は、製造段階で品質を改善でき、かつ農家の段階での施肥がきちんと管理できて、効率化できるようにすることが必要であり、その方向で整理されていかないといけないことだと思います。これについては、今、出ている議論を見ますと、最終的に農家の方が施肥を科学的に管理していけるようにすることが大事だと思いますので、そうすると最終的な製品の成分を担保すること。農家の方が表示を見て成分を掌握し、施肥の設計ができるようにしていくことが必要ということかだと思います。そのために必要なことは何で、合理化できることが何かを整理してお示しいただくと、わかりやすくなるのではないかと思います。

それにも関連しますが、これからの課題として、産業副産物の肥料利用を図っていくことが重要ということであり、これは有効成分の最小量を必要なレベルに引き下げることができれば利用の可能性が広がりますが、適切に施肥管理ができるようにしなければならない。つまり原料の成分が均一でないものを使っていくことになりますから、製品の成分と品質をいかにコントロールし安定させるか、それができていないと、うまく施肥設計ができないですね。餌は今、自給率を高めるという観点からも産業副産物などの使用が進められていますが、重要な点がそこで、業者の方と農家や行政の畜産センターなどが共同して工夫し、品質を安定させ、利用が広がるようにしておられます。肥料についてもそのようなことができるような枠組みを作っていくことが必要なのではないかと思いました。

それから、安全確保の点についていえば、これはやはり使用できない原料、安全でない原料というのはありますので、その使用禁止措置をとり、立入検査をし、必要な場合には迅速に回収措置がとれるようにしていくことは不可欠です。その担保はきちんと持つことが必要だと思います。

肥料は食品の安全に余り関係しないように思われますが、例えばBSEの制御のときに、脊髓を含む肉骨粉を肥料にも使用禁止する措置がとられています。規制措置にはなっていませんが、堆肥が広く利用されていますが、完熟が不完全な堆肥を使いますと、腸管出血性大腸菌などが死滅しないままになり、土壌を汚染する。海外ではそれによって野菜や果実が汚染され、腸管出血性大腸菌の食中毒を広げる原因にもなっています。ガイドラインは作られていると思いますが、十分なガイドが必要かと思います。

もう一点は、先ほど委員からも出ていましたが、安全が絡み、海外との製品の貿易もあ

るようなものについては、海外との比較をしながら措置をとっていくことが重要だと思います。本日も、海外と同様であるとか、細かいとか御説明がありました。そこはデータを示して整理をされ、例えば方式が違う場合、この方式をとった場合のメリットはこう、デメリットはこうと整理をしていただいて、その上で日本の措置を考える方向を提示していただくと、とてもわかりやすいように思います。

以上です。

○飯田座長 以上、何かありますでしょうか。

○新井消費・安全局長 今、新山委員から御指摘がありましたとおり、4ページにもお示しいたしましたけれども、安全で効果的な肥料を流通させるというのがこの制度の本筋だと思っております。そういうことで、産業の副産物を利用していきますと、いろいろなものが入っているということです。安全性のところで必要があれば、そこは規制強化になる部分があると認識しているところでございます。

それから、施肥につきましても、基本的には土壌診断をして、しっかりやってくれる普及員とともにやっていくことが基本ですけれども、これが実際になかなかできていないという状況があるのも認識しておりますので、これはやはり生産部局とうまく連携をしていきたいと思っております。

それから、国際比較について先ほどもデータを示してというお話もありました。これはそれぞれやり始めるとすごく膨大なことになりますので、公定規格等につきましても、恐らく代表的なものを示して、これから見直しするときの考え方という形でお示しできるようなものを機会があれば準備させていただきたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

本間先生からでいいですか。では、1点だけ。

○新山委員 産業副産物の利用についてですが、餌の場合は、先ほど言いましたように農家と業者、それから畜産試験場などのレベルでいろいろな試行錯誤ができるようになっていますが、肥料についてもそれはできるようになっていきますでしょうか。許可されたものしか使えないようだったらその試行ができませんので。もちろん安全でないものが使われてはいけません。

○安岡消費・安全局農産安全管理課長 様々な新たなもののトライというのは、もちろん我々にも相談があって、規格ができる前に仮登録という形でやったりもできます。しかも、今はいろいろな肥料の業者、新しい資材とかそういったものも探しておられて、食品産業などにはいろいろな可能性とかがありますので、そういうのは進んでいますから、今回、規格がある程度大きくくり化したりしたら、そういうトライももっと増えてくるのではないかと考えております。

○飯田座長 では、本間専門委員。

○本間専門委員 御説明ありがとうございます。

保証成分量について1つ御質問させてください。保証成分量は、現在原料の保証成分量

からのみ算出されていると理解していますが、それでよろしいのでしょうか。その場合、成分実測値が使用されていないことについて理由があれば教えてください。

その延長で、事務局の資料の2ページ目、3の②にあるような形で成分実測値を使用することも選択可能とすることについて、検討されているのかどうか。資料では確認できませんでしたので、よろしくお願いします。

○安岡消費・安全局農産安全管理課長 私どもの資料の13ページの中段のところにあります。簡単に、少し混乱しがちな話なので、今回の話は、実は既に登録されている肥料を原料にして混ぜる場合に関しては、登録をとらなくて届出だけでいいという肥料のグループがあります。実はその肥料に限定したお話です。既に登録をとって分析値なども明らかになっているので、そういうものは計算すれば最終的な産物がどういう値になるかわかるので、改めて分析をとらなくても出していいよという仕組みになっていたものです。業者なんかも、そんなの混ぜ合わせるだけなのだから改めて分析し直す必要がないではないかというお話だったので、計算だけでできるようにしていた制度です。

今回の御要望として、分析による保証なども認めてほしいということでしたので、事務局のほうの御意見のとおり、計算による保証だけでなく、分析による保証なども今回考えたいと考えております。

○飯田座長 では、大田議長。

○大田議長 ありがとうございます。大変前向きに抜本的改正をお考えいただいて感謝いたします。

法律の名前なのですが、名前を変えるのが難しいというのはよくわかりますが、麻薬取締とか火薬取締とは違って、肥料というのは資料にあるように栄養分です。今回改正していただく中身を見ても、肥料メーカーが創意工夫を凝らすために守るべきルールを定めるという具合になっていて、悪質な業者を取り締まることとは趣旨も大きく変わってきていると思います。令和になることですし、この際、法律名称の変更をお考えいただきたいのですが、そこはいかがでしょうか。

○新井消費・安全局長 冒頭にも申し上げましたが、法律は内容を見て法律の名称が決まってくるというのが手続だと思っておりますので、そういう名称になるような中身があれば、おのずと名称も変わっていくと思っております。最終的には法制局と調整して名称が決まっていますので、そういう形の安全性の確保と必要な国の介入というのは維持しながら、そういう名称になるような法律体系を目指していくのかなと考えております。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、ごくごく細部なのですが、15ページが一番全部が書いてあるところで、いわゆる混合配合についてなのですが、品質の保全や安全等の確保上問題があるから混合が許されないというケースがどのぐらいあり得るのか。また、そういった場合について個々に配合を認めるというよりは、認められないものを示す方向に転換できないかというのが1点。

もう一つは15ページの上から2つ目の段ですが、製造工程管理を徹底するという部分に言及がございます。製造工程管理とはどういったものなのかというのを御教示願いたいと思います。余りそれが規制といいますか、制約にならないような形でお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○新井消費・安全局長 1番目の御質問につきましては、これからの検討ということがございますけれども、お話がありましたように、その成分と成分を組み合わせると逆に有害になるとか、そういうものは個々の成分ごとに検討していかなければいけないなと思っております。

それから、工程管理を徹底と書いてありますのは、これから有機副産物を利用することになりますと、まさにいろいろな原材料がこの中に入ってくるということでございます。この工程管理と申しますのは、今、農家でもGAP等でしっかり記帳していくということでございますので、例えば製造工程を見ていかないとその大もと、どこからどういう産業廃棄物を入れたかとか、そういうことをトレースするための最低限の記帳みたいなものはしていただきたい。そういう意味を考えているところでございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、議長代理。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

今回、農水省の話をお伺いしまして、過去の改正とは異なって、前向きかつ抜本的に制度の見直しを行う方針であると、心強く感じた次第です。

地力の回復と、そしてコストの低下のニーズを受けて、1、産業副産物の最小分量を抜本的に下げる、2、特殊肥料と普通肥料や土壌改良材を配合可能とする、3、保証票も簡素化し、QRコードなども活用して使いやすくするとの説明をいただきました。特に公定規格につきましては、使うことが許される成分を小出しに規定するのではなく、最低限の分量や、使ってはいけない原料を明らかにするよう、他国の例も見ながら抜本的に見直していただきたいと思っております。

安全を確保することはもちろん大前提ですが、国内で調達可能な産業副産物をより一層有効活用するという発想は、民間の創意工夫を引き出してこそ実現できると思っております。是非時代の変化に遅れないよう、民間の創意工夫を引き出すような規制体系に組み替えていただきたいと思っております。

事業者からも、そして委員の皆様からも、取締法という名称に対しては、シンプルに違和感を覚えるポイントだと思います。局長からも、中身が変われば名前も変わる可能性について言及もいただきました。是非私たちとしても、我々の考えを意見として示して、肥料取締法の改革の後押しをしていきたいと思っております。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

本日の議論を踏まえ、公定規格、保証分量、保証票の在り方、また肥料取締法のタイ

トルの改正も含め、抜本的な見直しに向けて農林ワーキング・グループとして意見を発出し、内容を検討の上、意見案を送付し、御確認いただきたいと考えております。

では、議題1につきましては以上といたします。皆様、ありがとうございました。

(農林水産省退室)

(全農、全中入室)

○飯田座長 続きまして、議題2に移りたいと存じます。議題2は「JAグループによる農協改革集中推進期間における自己改革の実行状況等について」であります。

4月1日には農林水産省よりヒアリングを行いました。本日は、JAグループによる自己改革の実施状況等についてヒアリングを行ってまいります。

全国農業協同組合連合会より代表理事理事長の神出様、代表理事専務の岩城様、代表理事専務の山崎様、全国農業協同組合中央会より専務理事の比嘉様にお越しいただいております。

では、まずは全国農業協同組合連合会より御説明いただき、質疑応答に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○神出代表理事理事長 全農の自己改革の状況の資料をお取り出しください。全農の神出でございます。

今日御報告する内容は2点であります。2ページのとおりであります。

早速4ページをお願いします。ちょうど2年前の平成29年3月に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に対して全農としてこういうことを取り組もうという内容が一覧表にありますように、肥料から始まって輸出までの8本であります。

早速中身に入ります。5ページですが、肥料事業については、進捗状況のところを見ていただきますと、平成29年の春肥から開始し、平成30年の秋肥、春肥と取り組みを拡大した結果、550銘柄を25銘柄に集約し、入札をかけ、最も安い工場から購入するという形で、おおむね1割から3割の価格下げを実現しております。

5ページの右下の端のほう、今、春肥でここに書いている被覆入り複合とか有機化成、技術的に集約がかなり難しい肥料ですけれども、これをやり上げれば、NPKの肥料の全体の8割ぐらいは改革のメスが入るところまで来ております。

次のページをお願いします。農薬事業であります。農薬につきましては、上のほうの絵を見ていただきますと、10アール当たりの普通の規格、田んぼ一反当たりの農薬がありますが、大型農家、規模拡大の生産者に対応すべく、1ヘクタール用とか4ヘクタール用の大型規格は2～3割の価格引き下げができて、今、進捗状況が棒グラフにありますように急進的に拡大をして、評価を高めているところであります。ただし、進捗状況の一番下のほう、ジェネリック農薬については1剤目の開発に着手していますが、これはまだ開発の環境を整えてもらわなければ、これは国としてもしっかりお願いをしたいところであります。

7ページのトラクターであります。進捗状況をごらんください。平成30年6月に入札を

かけて60馬力、2～3割の価格下げを実現いたしました。生産者の評価は高く、計画を大きく上回るオーダーが上がってきております。今、この大型の60馬力の下のほう、35～40馬力のところに着手しております、この2つの機種ができ上がれば、トラクターのマーケットの約3～4割のところをここでカバーできます。したがって、このトラクター群が農作業している耕地に対する農作業の割合が3～4割ありますので、今後、かなり影響とインパクトが出てくるものと思っております。

次のページ、段ボールについては、規格を集約するのですが、取り組み目標の一番上に書いていますように、物流のことを考えてパレットサイズに何としても合わせる。これが基本であります。したがって、いろいろな集約をしてもパレットに合わない箱は意味がありませんので、そういう観点でやっております、今、右のほうの絵にありますように、おおむね3割の削減目標に届いております。これからはこのパレットに合うサイズ、場合によっては量目を変更してでも合わせるということになります。

9ページ、飼料事業であります。進捗状況をごらんください。平成29年6月に西日本くみあい飼料の新しい工場を稼働させて、その他の工場を閉鎖しております。これは全農の中の工場の整備でありましたが、4行目、31年1月、ホクレンくみあい飼料と雪印種苗、これは系統承継の垣根を超えた形で新しい再編をしております。

海外については、アメリカ、ブラジル、カナダで、山元の海外のソースの多元化、それから我々の施設の能力のアップ、これを取り組んでいるところで、海外のコスト削減と国内のコスト削減の両輪でやります。

10ページ、米穀事業であります。進捗状況をごらんください。直接販売あるいは買取販売の計画は、平成29年、30年とも計画を達成あるいは達成する見込みであります。このために、広域集出荷施設等のインフラの整備を行うことと同時に、右の表にありますように、主なパートナーになり得る出資先、業務提携・出資を行って、米の販売の安定確保に努めております。

園芸事業であります。進捗状況。直接販売の計画は全て達成する見込みであります。米と同じように、青果物についても日本地図にあるようないろいろな集出荷・加工施設の整備をして、農家の労力を楽にし、実需者のニーズに応えるようなインフラ整備を進めております。11ページの右のほうにありますように、デリカフーズほか、こういった加工・業務用筋に強いところと出資・業務提携をして、パイプを太くする作戦をとっております。

12ページ、輸出事業であります。進捗状況を見ていただきますと、輸出についてはやや計画未達ですが、前年よりは伸びる形で進捗をしています。重点7カ国を設定して、特に営業拠点を香港あるいは台湾につくる。一方、ヨーロッパでは、ここに書かれているブルガリアでの冷凍寿司の製造会社、中国ではアリババとの連携でeコマースの日本産米の販売、アメリカではロサンゼルスに現地で和牛を加工する、カット・スライスができる合弁会社を設立して、リテールの展開をしているところであります。

以上がこの課題の進捗でありまして、基本的には計画どおり進捗しておりますし、それ

ぞれについては、農協なり組合員から一定の評価をいただき、手応えを感じております。

15ページは、我々の独りよがりではいけませんので、この間の農家なり農協と一緒にあって農家の所得を上げる、コストを下げるということで3年間取り組んできた成果発表会を今年2月に行いました。

16ページはそのときのメンバーであります。農水省の事務次官、法人協会の会長も来賓で来られています。

実は18ページをあけていただくと、この55農協とその農協管内の大規模な農家83戸をモデル経営体として推せんいただき、一緒になって改革に取り組みました。

19ページはその内容なので省略をします。

20ページも省略をして、21ページ、どんなメニューで取り組んだかということであります。全農の本所が提案する全国メニューと地域のメニューを合体して取り組みました。

次のページ、22ページが我々の提案した47メニューです。物財費の削減は、先ほどの肥料や農薬、農業機械などの価格引き下げも織り込んで、肥料、農薬、農機、段ボール、電力その他で17メニュー。それから、労働費は大きな課題ですので、労働費についても14メニュー。それから、何といっても生産性を上げないといけないということで、生産性向上ではここにあるような16メニュー。この47メニューを提案して、ミックス・ダブルスでやってきたということでもあります。

25ページに発表したブロック代表の農協の方を載せていますので、ごらんください。

26ページに特に代表事例として、1つは新潟県の越後中央、ここはこの表にありますように37メニューを農協の管内で実行いたしました。

27ページ、このモデル形態は、平場で102ヘクタール、かなり大きな規模の農協であります。実践内容と効果が下の表にありますように、基本的にはいろいろな作業時間の短縮、収量の改善、新しい作物の導入等を行って、結果的に1,100万円の収益の改善になっております。

次のページは滋賀県の北びわこ農協。これもこの表にありますように、農協の独自メニューも入れて17メニューです。

29ページには、この経営体は中山間地、34ヘクタールであります。実践と効果のところを見ていただきますと、これも技術の指導による改善、物財費、特に水稻の高密度播種、土地利用型の業務用野菜を入れた収益拡大。結果的に380万円の粗収益の改善。

以上のことをこれから本格的に、55農協だけではなくて各県内に水平展開していくということで、30ページの下段に書いていますが、これからJAの支援強化を本格化するというところで、農林中金なり中央会、信連とも連携をして、このテーマを完遂するというところで動いております。

今後の取り組み方向ですが、時間も限られておりますので、今後、我々が目指しているところの頭書きだけ御紹介します。

32ページ、5年後、10年後を見据えて、今やっている改革はもちろんやりますが、(2)

にあるように農業算出額を伸ばす。それから当然（3）にあるように徹底的に出口戦略、販路拡大のマーケティングをやる。（4）農家が地域で、田舎に住んでいる農家の田舎の地域を住みやすく元気にする。あとは揺れ動いている海外動向に対応して全農の海外戦略を構築。こういった取組をして、組合員なり会員への還元を最大化するというのが我々の大きな狙いであります。

あと、それに関連する資料がずっとついておりますが、もし何かあれば質疑応答のときに触れたいと思いますので、省略をいたします。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

それでは、議長代理。

○金丸議長代理 神出理事長がこの後、予定があると聞いておりますので、いらっしゃるときには是非お伺いしたいと思います。まず全体は、神出理事長新体制になられてから、今日御説明にあった多数のメニューを多角的に、しかもダイナミックに進められていらっしゃるということは評価した上で、役目なので聞きたいのですけれども、要するに、今やっ
ていただいている改革は、先ほど理事長からも言及がありましたけれども、その行為の最終的な評価としては、農業者の所得還元にどれぐらい貢献したかだと思います。トラクターのコストダウンとかはわかりやすい例だと思うのですけれども、農作物の今の出し値というのですか。売価というか、価格決定権の全農のポジションの強化とか、以前よりも交渉力があるのか、いろいろな体制強化もしておられるので、そこはどうなのかということ。

それから、これはずっと理事長には申し上げてきたことで、今日も言及があったのですけれども、農業者が価格決定権をキープできるような販路というのは作っていかねばいけない。民間企業で高収益企業群というのはカテゴライズされていて、それは製造小売業ですね。全部一気通貫でやっている企業群が高収益で、分断されてチェーンをつくるということも可能なのですけれども、分断されていくといずれにしろ価格決定権は弱くなりがちだということをどうお考えなのかということ。

それから、対外戦略についてはいろいろやっ
ていただいているようではございますけれども、今回未達だということで、海外を今度マーケットメイクしていくために、全農様としてどんな課題、どういうことをクリアしていけばもっとよりよくなると思っ
ていらっしゃるのかをお聞かせください。

○飯田座長 お願いします。

○神出代表理事理事長 3点ですね。1点目の価格引き下げによる農業者の所得還元については、まず物財費、価格の引下げを当然やっていくのですが、先ほどちょっと御説明したように、物財費だけをやっても限界があるので、モデル55農協を作って、本当に農家が実感できて、自分のところの経営がどう改善したというのは所得が上がったということですから、それをこのモデル55JAの中で取り組んでいったというお話をしたと思っ
ますが、

例えば26ページをもう一回見てください。26ページの越後中央の場合は、物財費の削減、肥料を安くするとか農機を安くするというのはここに入っている。この物財費だけではコストに占めるウェイトが、農業機械は大きいですよ。これはやらなければいけないと思う。それ以外に労働費をいかに削減し、削減した時間を面積拡大や他作目の生産に投入し、所得をあげる。それから、作物の単収だとかを最大限上げていく。生産性を向上する。それにはICT技術等いろいろな技術を使ってやる。こういうトータルで農家を実感できるために、我々はこの農家と一緒に実践しているのです。こういうことを一個一個やっていると、マクロでどれだけ下がったか、上がったかという話は役所が統計をとればいろいろな話なので、我々は農家と実感しなければいけない。その立場で取り組んでおり、今後、県毎に水平展開し、全国展開につなげます。

それから、2点目の販路のところは説明しませんでしたけれども、36ページをおあげください。今、金丸さんが言われたところは意識をしているのです。いよいよ外部人材を入れて、戸井さんなんかが入って、それからその後も何人か入れて、いよいよ価格コントロール、販路の有利な価格を作っていくということが非常に大事だと認識してまして、マクロで言えば、36ページはいろいろな食料品を動かす、バリューチェーンを作っていくわけですが、左から一番右までの間に、我々独自でできないところは下にあるようないろいろなパートナーと組んで、これは品目ごとにバリューチェーンを作ります。

もう一つ大事なのが37ページ、これは全農グループのマーチャンダイジング体制を整えたのですけれども、このみそは青い色の作業部会なのです。ここにコンビニ向け、eコマース向け、量販店、食品商社、こういったチームを作って、ここの代表は相手方の、例えばファミリーマートと組む。そうするとファミリーマートの責任者もここに入れてもらう。我々も入る。それでファミリーマート等に置く商品をどういう国産原料で、どういう商品を作り、これをどのくらいの値段で売るかということ。それから、そのリスクと責任をお互いに持とうという、はっきり言えば、あらかじめどこに売るかという取引先を決めた上で商品開発していく。この議論の中で、先ほどおっしゃった、やはり価格のありどころとか、我々の主張はここでできて、合意したものを全農グループだけの販売力では限界がありますから、彼らの販売力のネットワークを使えば相当のスケールメリットが出てきますので、それを今、動かしている。それは今、既に商品が少しずつ出てきていますが、我々の持っているノウハウは専門部会のところによく練り上げて上の青い作業部会に上げて、これは量販店向けに、例えばダイエーさんと組むとか、イトーヨーカドーさんと組むとか、これはアマゾンさんと組んでやろうといったようなことが実はもう始まっています。ここで価格形成のところはやろうと思っています。

3点目の海外戦略のところは、輸出が未達だったのは、我々の計画がこういう国にこういう商品が開くだろうと思ったところは相手国の規制のことがあって開いていないので、これはやむを得ないなど。前年よりはかなり進捗しているのですけれども、その上に立って海外の輸出戦略をこの2年間勉強しまして、何がだめで、何をやらなければいけないかと

ということがはっきりしたのです。一つは、やはりサプライチェーンをきちんと作らなければいけないということです。荷物をコンテナに詰めて現地の量販店の売り場に置く。こんな売り方ではなくて、基本的に産地と海外の売り場、それから場合によっては今、和牛でちょっと説明しましたがけれども、現地に加工場を持つ。和牛のブロックで向こうの卸に売るのでなく、我々が米国のロスアンゼルスにブロックの和牛を持ち込んで、それをスライスとかカットして、リテールのレストランだとか量販店の売り場を確保する。そうすると営業がBtoBからリテールの営業に変わりますから、マーケティングができるようになる。ロスはそれで成功しているのだから、和牛については同じようなことを香港でやる。あるいはシンガポールでやる。そういうビジネスモデルを考える。

それから、そういうことになると産地を選定していかなければいけない。そうすると余ったから輸出するようなことではなくて、きちんと現地のニーズに合った産地をこれは一個一個形成していくというバリューチェーンができる。事務所も大体7カ国に配置ができましたので、これからは現地の外国人を採用して、いろいろな筋に分かっている営業を強化する。そういうところにこの3カ年、取り組んでいこうと思っています。

以上です。

○飯田座長 ありがとうございます。

そろそろ神出理事長御退席のお時間かと思っておりますので、特に神出理事長への質問であるという方に限定して、農林中金様、共済連様とまとめても構わない方は後に回させていただいて、いかがでしょうか。

では、藤田専門委員。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

越後中央管内にいますので、越後中央の改革に関して非常に頑張っておられると思っております。とてもよくやっていると聞いています。トラクターに関しては特に価格が下がっているというのは非常に頼もしいと思っておりますけれども、ここで1点、肥料なのですが、オール14という一般的な肥料ですね。これが例えばうちの地元の米屋さんの卸してきた価格よりも農協のほうが高い。これは簡単なことを言うと、いろいろなことを考えてコストを下げているのはいいのだけれども、はっきり言えば、どこでもそこまでのコストは下がるということになってしまっています。ということは、これより先、もっとコストを下げていくには、私はやはりもともと持っている構造改革、抜本的な改革が肥料製造に必要だと思っています。それができるのは国内で製造量が圧倒的に多いところありますから、そこをどうお考えになっているか、お聞かせください。

○神出代表理事理事長 米屋さんが持ってきた価格というのがあるのでしょうか、そのお米屋さんほどどれくらいの数字を売ろうとしていますか。何万トンか何十万トンの肥料を持っているのですか。

○藤田専門委員 そんなことはないです。

○神出代表理事理事長 持っていないでしょう。そうすると、局地現象が今でもあるとい

うのは分かっているのです。構造改革を今やろうとしている。それは銘柄を絞り込んで、ロットを増やして、かつ、この1年間で200トンのものが4,000トンぐらいになりましたから、メーカーの固定費は間違いなく下がっている。まだまだ十分だと思っていないので、これは先ほど言ったようにこの春取り組もうとしている被覆入りの一発剤といって、御存じだと思いますけれども、溶出コントロールをして、一回施肥をすれば生育ステージに応じて肥料が流れていく肥料なので、これはかなり値段が高いのだけれども、機能性の肥料なのです。これも結構大きく化成肥料並みにある。ここのところにもう一発メスを入れると、メーカーの業界の再編の構図が浮かび上がってきます。これは私が言うことではないかもしれないが、そういうところまで行き着く、今はまだ過渡期です。

したがって、お米屋さんの肥料がどうというのだったら、それは御相談してください。それは局地的にあると思います。そのお米屋さんが何十万トンも何万トンも肥料をさばけるというようなスケールメリットはないと思います。ですから、藤田さんの管内でそういうことがあるのであれば、きちんと農協と相談をしていただければ、それはビジネスですから。

○飯田座長 では。

○三森専門委員 ありがとうございます。

私は果樹農家としてJAをお願いをしたいことがございます。今、山梨では、JA梨北がこの55モデル経営体になっておりますが。JAフルーツ山梨でも、農水省のスマート農業事業を受託し、自社畑の傾斜地の葡萄棚で農薬散布を検証してまいります。海外戦略の中ではモデルの中を見させていただくと果樹がとても弱いと思っています。これは政府の中でも同じ状況ですが、果樹で海外戦略をもう少し伸ばしていただければ、きっと果樹主体のJAももっと売上げも大きくなっていくのではないかと考えております。是非果樹ではJAフルーツ山梨などもモデル経営体に入れていただけるよう、果樹全体を伸ばしていただく方法をJA全体で是非考えていただきたいと思っております。

もう一つ、私はJAの中の人的問題があると思っております。30代から40代のJAの中堅の方々がやめていく傾向にございます。ここは是非JAの中の教育というところをお願いしたいと考えます。家の農業を継がれる方も多いと思っておりますが、特に営農など中核の人材をJA自体でも育てていただき、現在山梨、特に果樹、ブドウに関するシャインマスカットのブームでかなり新規就農の若手が入っております。是非地元JAとともに現場で指導を行なっていただき、後継者として果樹産業を活性化していただくように一緒に考えていきたいと思っておりますので、これからも果樹に向けても、JAがもっともお力を注いでいただきたいと思っております。

○神出代表理事理事長 お米の価格の問題等があつて土地利用型を中心にモデル農協を実は組ませて、一旦ここで3カ年が終わって、これからやる場所は、おっしゃるように野菜型だとか、都市近郊とか、果樹だとか、そういった農協の水平展開をしようと思っております。私も先般、山梨のフルーツ大会に出席させてもらって、今度の新しい知事も含めて

果樹の輸出についてはやっ払いこうということなので、桃とかブドウ、梨という品目は競争力があると思っています。今日夜から会長と岩城専務も北京へ行きますけれども、中国が開くとかなり大きいですから、今、香港には出していますけれども、フルーツの輸出については真剣に本気で、しかも競争力があって価格形成ができる可能性があるので、一定の品目を絞って取り組んでまいりたいと思います。

それから、農協の教育、人材育成のところは、基本的にマネジメントは農協の仕事なのだけれども、営農指導員がやりがいのある仕事を増やしていく点では全農も大きく応援しなければいけないなと思っていますので、御意見として十分承ります。

○飯田座長 では、新山委員。

○新山委員 自己改革、御苦労様です。

先ほど議長代理から価格について御発言がありましたけれども、更にもう少し申し上げたい点がございます。そのお答えが、農家が価格決定できるところで販路を確保していくというお答えでしたが、私は全農として重要なのは、メインルートでいかに価格交渉力を高めていくかではないかと思っています。それが農家に対する役割と申しますか、御責任ではないかと思っています。

一般に、例えば野菜などでは生産者が強いと言われていて、全農さんでお話を聞いてもそのように御回答があります。野菜はやや特殊で、天候が変動しますとすぐ供給量が変わるので、価格が変動します。それは誰の目にも明らかなので、それができます。ところが、例えば畜産で牛乳ですとか卵、これは過去そうでしたけれども、生産資材、餌が非常に高騰しても製品が値上げできないという状態が続いてきたわけです。価格交渉する直接の相手は卸売業者だったりメーカーだったりするかもわかりませんが、最終的には、大手小売店であったりします。そこに対してどのように交渉力を確保していくか。非常に厳しい状態では、平均生産費さえ下回るような平均価格が長く続くという事態が起こっていて、これでは農家は生産を続けられず、現に酪農では農家も減っていますし、生産量も維持していくのが難しい状態になっています。そういうところでいかに交渉力を高めていくかということは大きな課題です。

これは恐らく生産者団体さんだけでは難しく、例えば牛乳でしたらメーカーも非常に困っていると聞こえてきますので、そこは協働して対応するですとか、あるいは政府の役割も重要であり、政府は牛乳については公正取引ガイドラインを出されましたけれども、それをどのようにうまく運用していけるか。更に海外を見ますと、EUも似たような状態で、適正な価格の実現に苦心されていますが、農家の共同販売組織を形成する、あるいはフランスでは取引契約に原価を記載するというのを盛り込んだ法律が発効されるやにも聞いています。ですので、政府への働きかけ、協議ということも必要ではないかと思ったり、こちらのほうは全中さんの御役目かもわかりませんが、もう少しお考えいただくことが必要かと思ったり。そういうことからすると、事業部門の改革の検討が米穀事業と園芸事業だけでしたが、それでいいのかどうか、疑問を持ちます。

さらに、輸出対応ですが、工夫しておられますが、海外の輸出国の対応を見ますと、産地や品目を問わず、国としてまとめて相手国に働きかけるという体制を作っています。日本もそのような体制を作っていくことが必要であり、産地同士が競争しながら相手に売り込んでいくということでは足元を見られます。公益的な貿易振興機関をつくっている国も多く、オーストラリアやデンマーク、オランダなどはそうですが、そのような国と競争してやっっていこうとすると日本もそれなりの仕組み作りが必要であり、そのようなことも生産者団体から働きかけてもよいことではないかと思えます。

長くなりましたけれども、以上です。

○神出代表理事理事長 今日の日経新聞で、輸入食品の厚労省、輸出の農水省、だから輸出省ぐらい作って一元化して、国として宣伝広告はオーストラリアみたいにばんばん売って、民間がやる仕事と国が本気でやる仕事と整理していくということも一つあるかなと思ったりしました。

それから、最初の基本価格のところです。コストと市況との割れが大きかった場合には補填金というか、豚、牛のマルキン、マルトクとかいうものが出る形になっていますが、それに甘んじることなく、農家の基本のコストと価格のところをどのように団体としてやっていくのかというのは販売力強化の大きな課題なので、しっかり受けとめて、これから研究させてもらいます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、本間専門委員。

○本間専門委員 簡潔に。新山委員が言われた最後のところを私も強調したかったのですが、やはり個々のブランドで勝負する前に、オールジャパンの仕組みの中で日本全体を売り込んでいくことが非常に大切だと思っていますので、そこはJA全農さんがリーダーシップを発揮して、オールジャパンの取組はどうやっていくのかということを示して頂きたい。さまざまなアイデアがあると思うので、そのあたりを是非期待していますので、よろしくお願いします。

○飯田座長 コメントは特によろしいでしょうか。

では、ここで神出理事長は御退席されます。ありがとうございました。

(神出代表理事理事長退室)

(農林中金、全共連、JA秋田ふるさと、JA北つくば入室)

○飯田座長 ここからは、農林中央金庫より代表理事専務の大竹様、全国共済農業協同組合連合会より代表理事専務の秋元様、秋田ふるさと農業協同組合より代表理事組合長の小田嶋様、北つくば農業協同組合より代表理事会長の加倉井様、代表理事組合長の吉川様に御出席いただきます。

続きまして、全国農業協同組合中央会、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会様より御説明を願います。

○比嘉専務理事 JA全中の比嘉でございます。

右肩に資料2-2と打っていただいております資料「JA自己改革の取組状況」と題して
おります横組みの資料で、私のほうから御紹介をまずさせていただきます。私の役割とし
ては、単位JAの動き、また、若干中央会のことを御紹介するのが私の役割かと認識してお
ります。

開けていただいて1ページでございます。平成27年10月と一番上に打ってございます、
このときにJA全国大会決議という形で当面のJAグループの取組方針を決めました。自己改
革に取り組むということではありますが、1つ目のキーワードは、各JAの創意工夫と、一律
ではないということでもあります。畜産地帯と稲作地帯では作戦は当然違うのだというところ
に立っております。ただし、2つ目の赤い文字、農産物の販売品取扱高を引き上げてい
くということは共通目標にいたしました。

JA大会は3年に1度でございますが、今年3月に第28回大会がございました。今後とも
改革は継続するのだということの確認をいたしております。

では、販売品取扱高の動きがどうであったか、唯一の共通目標はどうであったか。2ペ
ージ、下のほうでございます。赤い文字のところを順次追いかけていただきますが、この
3年間で3,600億円の増加ということで、増加をさせることができたということはこのペ
ージでお読み取りいただければと思います。

3ページでございます。何もせずに数字が伸びるということはないのでございまして、
どういう取組が各JAで行われているかということも3ページ以下で御紹介をさせていた
だきます。左側に赤い文字にしてございまして、キーワードが5つほど赤い文字になってお
りますが、こうした取組が6割から9割、大方のJA、大宗のJAでこういうことがやられてい
ますよということでもあります。多様でございますから、何とかグルーピングしたというよ
うにして御理解を賜れば幸いです。

1つは個別対応、担い手のニーズが大変多様化しておりますので、個別に対応するとい
う方策をほとんどのJAで取ることができました。マーケットイン、販売方式を見直してい
くということ。それから、新たな需要開拓。それから、これは神出理事長のお話にもあり
ました生産資材価格の引下げですが、やはり大きいのは低コスト生産技術ということ、そ
れを普及していくということ。それから担い手の育成。これらがキーワードになって、先
ほどの数字が伸びた背景を作り上げてきたところでございます。

今、申し上げた5点について一つ一つのイメージを若干御紹介したく、次の4ページか
ら順次御紹介をさせていただきます。

1つ目は、担い手のニーズに応える個別対応。個別対応という言葉は、JAグループの中
ではよく使いますが、ちょっと意味合いを御紹介いたしますと、右肩に赤い文字がござい
ます。生産部会、作物別部会、園芸とか畜産であればミカン部会とか肉用牛部会といった
作物別部会がJAグループにとって事業方式の基本でありますし、米麦であれば集落営農組
織、こうした仕組みが基本になってやっております。しかしながら、2つ目の○でありま
すけれども、こういうことだけでは十分JAの事業を御評価いただけない多様なニーズが出

てくる。したがって、事業方式は複線化しなくてはならない。こういう組織対応だけではなくて、個別対応が必要だという文脈で使う言葉でございます。

左に84%、ほとんどのJAが個別対応するための専任部署等を設けたと。数年前には考えられなかったことでありますけれども、全農の後押しが大きくて、こういうところまでは来たと。年間160万回超の担い手訪問が実現しているということでもあります。

各ページ、下に事例を御紹介しておりますが、お時間がありません。後ほど御質問があればお答えするようにします。

5 ページ、次のキーワードは担い手のレベルアップ、育成対策ということでもあります。左上に、新規就農に関する相談窓口担当者を60%のJAが設置したとなっております。募集から定着まで一貫した支援ができるようにしたい。

左下のほうは、JA全農おおいが中心になって御努力されているものであります。労働力の確保というのがキーワードであります。時間帯や働き方によっては農業をやってもよいという方がおられるわけで、農家とそういう方との間をマッチングする。JA全農おおいが中心になって、JAグループ大分でそのような取組を進めておられます。

6 ページはマーケットインでございますが、単に市場出荷、委託販売だけではなくて、多様な販売が必要だということでもあります。契約販売、あるいは買取り販売、そうしたものを半分ぐらいのJAが既にやっておりますということです。キーワードは2つでありまして、需要の変化と実需に対応すること。鈴鹿の例は、お茶の産地であるJAが堅調な需要を持っているネギに挑戦するという例です。もう一つのキーワードは、生食用から加工・業務用ということでもあります。

7 ページ、新たな需要開拓。輸出もございまして、JA段階でいえば、輸出だけではなくて、GI（地理的表示）の拡大、例えば神戸ビーフ、市田柿といったようなものですが、すでに76品目登録されています。50品目はJAが携わって登録をしたものと御紹介しております。

8 ページ、生産コストのところでもありますけれども、価格調査をし、低コスト生産技術を普及し、取扱い品目を集約する。全農の努力を背景にしてこうしたものが進んでおります。

水稻の高密度育苗の件、神出理事長からも出ましたけれども、稲作で言うと、農薬、肥料、全部足しても全体に対する費用のウェイトは10%から15%です。もちろんそこを下げることは大事だけれども、ここの事例であるとおりに、育苗資材費全体が3分の1になるためには、労働時間の短縮も必要でありまして、低生産コスト技術の普及も併せてやるべきだということでございます。

9 ページであります。ちょっとICTの話を行います。ICTの恩恵を小さな農家であっても受けていくべきなのではございますけれども、そのためには、左の事例では、JA自身がドローンを所有して担い手に貸し出す。右手は、北海道の無人のトラクター。GPSの誤差がどうしてもあるから、補正をするためにJAが機器を助成する。そうしたことをやっております。

時間が経過しておりますので10ページはほとんど省略いたします。農業応援金融商品などは全てのJAで実施しております。

次のページは中央会の組織変更。これは法改正を踏まえて、組織的、実務的に進んでおるとお受け止めいただきたいと思えます。

中央会の話をもう一つ、12ページです。全県の中央会に担い手サポートセンターというものを設置しております。単協段階では対応が難しい規模まで大きくなった担い手の方に県域がサポートする。そういうことが全県でできております。

下の沖縄中央会、特区制度を使いまして、沖縄中央会が外国人材を雇用するといったようなことで、労働力の派遣もいたしております。

最後に13ページ、こういうことを事例だけにとどめないように、全国展開、横展開できるように努めております。営農指導員のお話もございました。営農指導員の資格認証試験をやっているのは全中でございます。左の真ん中あたりにありますけれども、更に上位資格の創設も検討しております。営農指導員の方の実践全国大会というのもやりました。優勝された方などは地元紙で報道されます。本当にモチベーションにつながると思っています、営農指導員の方が頑張っていただけるように全中としても努力してまいります。

私からは以上であります。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、農林中央金庫様から。

○大竹代表理事専務 農林中央金庫の大竹でございます。

それでは、私のほうから、資料2-3に従いまして、御説明をしたいと思います。

私の役割は、JAバンクの取組みについて御紹介をしたいということでございます。おめくりいただきますと、自己改革の目的ということでありますと、一番上に書いてあります農業者の所得の増大であったり、農業生産の拡大、あるいは地域の活性化につながるようなことを、我々は信用事業、金融という事業をやっている事業連でありますので、どういったところからサポートができるかという観点でございます。

2ページの真ん中にJAがありますけれども、やはり営農経済事業をしっかり強化していく。そのためにバンクとしてもいろいろなことができるであろうということをもう一度見直したということでもあります。

3ページに取組みの概要ということで、これが総括表のような形になっております。1つ目はJAの経営基盤強化、これは信用事業のあり方も含めてきちんと各JAで判断をするという取組みでございます。一方で信用事業、金融そのものが大変技術も進歩してきておりますので、効率化も進めることが必要というのがこの1でございます。

2のところは農業金融、農協、JAでございますので、農業法人も含めて組合員、農業の生産に携わる人等への融資をしっかりとやっていこう。リスクマネーとしては、融資に限らず出資のようなものもしっかり提供していこうと。

それから、右でありますけれども、これは農林中金が間に入ることができることということでありまして、新たなビジネスの創出に向けて、例えば生産現場と企業のマッチング、こういったことも相当程度進めてまいったということでありまして、そのすぐ下に輸出であったり、アグテックであったり、いろいろな活動をしております。後ほど少し触れさせていただきます。

4は全農さんを中心とした他の連合会さんとの協働ということでありまして。JA段階の営農経済への成長なり効率化の提案でございます。

それから、最後にイノベーションラボということでございます。

時間が限られておりますので、飛ばさせていただいて、6ページをお開きいただきたいと思っております。JAの経営基盤強化に向けた取組みということで、このワーキング・グループでも議題になったということでありましてけれども、信用事業は、事業としては、金融という観点からいうと大変厳しい経営環境でありますので、これからどうしていくのだということを中心に各JAが置かれた状況を踏まえてシミュレーションしていただきました。その中で今後の在り方、特に組織の在り方をどうするのだということ今年5月までに結論を出してくださいということでありまして。まだ今、5月直前でありましてけれども、最終的には理事会のような形でちゃんと組織として意思決定をしてほしいということをお願いしております。

628JAでありますけれども、途中段階で私どもがヒアリングしたざっくりな数字を申し上げます。一番上、単独で総合事業経営をしていきたいというところが500強ございました。それから、合併して組織を強化し、総合事業を継続していきたいというのが100弱でございます。それから、信用事業譲渡、代理店のような形をとって分離をしていきたいというのが5つございました。ただ、一番上の500強のところにも各県域で合併の構想がございます。将来的には当県では例えば5つの合併をしようとする。その合併構想の中に入っている農協もたくさんありますので、それは今すぐではないけれども、将来的には合併をする。そういうものが500のうち100ぐらいございます。したがって、ざっくりと400、200、5というのが、私どもが今把握している数字でございます。

7ページでございますけれども、これは基盤強化の一つで、しっかりと内部管理態勢を整えなさいと。これは当たり前のことでありまして。内部統制をきちんと効かせるような組織になるという意味では、会計監査を義務付けいただいたところでありまして。

ただ、貯金の200億円未満については、法律上は義務ではないという整理がされたのですが、私どもとしては200前後でそれが変わることはないと思っておりますので、この200億円未満についても、我々の法律に基づく基本方針の中では会計監査をきちんと入れるように努めましょと、努力義務をまず置いた上で、それでも当面ちょっと無理だということについては、その一番下のところに書いてありますけれども、農林中金と、あるいは信連と一緒に、会計監査と同等の調査。我々は監査代替的調査と呼んでおりますけれども、これをしっかり、これは全員にやってもらう。その中ではいろいろな内部統

制の中も見させてもらいますけれども、一番大事なのは組合長、経営トップとのインタビューといいますかコミュニケーション、それでどういう体制を本当にとっていくのだというのをしっかり組合長さんと議論する。こういう立て付けを置いたところでございます。

100弱、200億円未満の農協はありますけれども、代替的調査が70前後になろうと思いません。それ以外は小さくても会計監査をとということになります。

大変時間がないということでございますので、8ページ、信用事業の効率化でございます。少しでも総合事業の中で信用のところの負担を少なくして、できるだけ営農経済なり地域の農業振興に職員を向けるという意味では、ここに書いてありますように現金から現金レス、紙・印鑑からタブレットのような端末、こういったものへのシフトを今、考えております。3年ぐらいかけてコンピューターシステムを抜本的に変えたいと。信用事業で約5万人の職員がいらっしゃいますけれども、30%以上、1万人ぐらいは余力が創出できるのではないかと試算をしております。そういった方を、右に書いてあるようなところにシフト。

9ページは店舗の在り方でございます。御案内のとおり金融機関はこぞって店舗を減らすとか、ATMの設置を変えるというようなことをやっておりますけれども、私どももインターネットバンキングなりスマホの決済、あるいは移動店舗車、これも相当程度導入いたしました。移動店舗車はここ2～3年で85台ぐらい入れておりますけれども、特に西日本の災害のときには大変役に立ったという記憶がございます。こういったことも取り組んでいると。

農業融資は10ページ、11ページでございます。農業法人との取引数は将来的には令和5年に1万1000社と、2万社強の農業法人がありますから、半分ぐらいは農協なり信連なり農林中金で必ずお取引をし、サポートをする。こういう体制に持っていこうということで目標として掲げております。

11ページは農林中金の取組み。これは省略でございます。

12ページはリスクマネーの対応のところ。いろいろな種類があります。説明は割愛しますが、こういったことで件数、金額に対応している。

13ページは農業法人への相談機能のところ。これも説明は省略でございます。

新しいビジネスの創設は14ページでございます。農林中金のお取引先は1,700社ぐらい食品企業がございまして、そことの架け橋になればということで、その下にありますキリンさんとのホップ産地化の事例等々が何百件ということでマッチングができています。800件以上できています。

15ページは輸出促進のためにできること。これは事例も書いてありますけれども、いろいろなセミナーであったり、シンガポール、香港、台湾、マレーシア等でのエキスポ、こういったところへの出展のサポートもさせていただいていると。

16ページはアグテックの関係のスタートアップ企業への出資もしております。例えばナイルワークスというのはドローンの大変優良な会社ですけれども、ここへの出資でありま

すとか、牛の個体管理をするファームノートでありますとか、そのほかここに事例を書いてございます。

17ページはみらい基金による出資の事例でございます。十勝農協と漆産業の関係でございます。

18ページ、JA段階の営農経済事業をしっかりと効率化をして成長させていくという、言ってみればコンサルタントのようなことも始めております。全農さんとのコラボでもありますけれども、パイロット事業で2JAほどやってみました。ソリューションの提案を何十件として、一番右に書いてありますけれども、1.4億円ほどの効果が出ると。それから、管内の生産者の所得も3億円ほど増大と。これは1個の事例でありますけれども、これを一番右下に書いてありますが、平成31年に10JAぐらい。それから、令和4年に向けて112、令和5年に向けて130と、600のうちこのぐらいのJAさんの、我々は金融機関でありますので、企業の経営診断をする目線でより経済事業がしっかりと立ち行くように提案をしたい。こういうことも目標で中期経営計画に置いたということでございます。

19ページは全農さんとのコラボの事例でございますけれども、これも省略をさせていただいて、最後に20ページでございます。デジタルイノベーションラボ、これも全農さんからお話があったかもしれませんが、私どもが中心になりまして、JAグループは総合事業をやっておりますので、いろいろな観点から新しいテクノロジーの発掘に努めたいということでもあります。金融機関はよくフィンテックということで、メガさんを初め相当程度つくられておりますけれども、私どもはフィンテックも含まれておりますが、アグテック、フードテック、ライフテック、もちろんインシュアテックも入りますし、地方のいろいろなところのことをやっていく。これは実際にはスタートアッププログラムで昨年秋に募集しましたけれども、200件ぐらいの応募がございまして、10個ぐらいに絞りまして、半年ぐらいかけて事業化ができるかどうか、そういったことも検討していきたい。

他の海外のクレディ・アグリコルにも同じようなものがあります。そこの提携もしておりますし、この発表をして大学からも幾つかお問い合わせをいただいておりますし、地方の公共団体からも何か一緒にできないかということでお話をいただいている。こういった取組みをいろいろやってきているということでございます。

すみません。お時間を超過いたしましたけれども、私からは以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、全国共済農業協同組合連合会様より御説明をお願いいたします。

○秋元代表理事専務 資料のみでいいです。時間がないので、是非見ていただければ。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、秋田ふるさと農業協同組合様から御説明をお願いします。

○小田嶋代表理事組合長 秋田ふるさと農業協同組合の小田嶋でございます。

私どもの資料は、資料2-5から2-7となっておりますが、2-6、2-7につきましては、既にお目通しのことと思っておりますし、今までの取組をまとめたものでございます。

特に2-7につきましては、前回のJA大会の事例発表の中で使わせていただいた資料でございますので、後ほどよくごらんいただければと思っております。私の説明は、資料2-5について説明いたします。

最初に、農協改革について私の考えでございますが、農協改革そのものを意識して農協運営してきたわけではございません。ただ、農協改革の議論が生産現場の中でも一般的には自分の都合のいいように周りが変わってくれることを願うような話が非常に多いなと思っております。組合員は農協が変わればいい。農協は連合会が変わればいい。自分たちがどう変わっていくか、そういう議論は余りなかったのではないかと思っております。特に私は、自分たちの現在の姿をしっかりと見詰め直して、その上で今後の姿を描いていくことが非常に農協改革の中で重要であろうと思っております。現在の農村は非常に組合員も多様化しておりますし、農協が創設した頃と比べますと組合員も変わっておりますが、基盤となっている農村自体も変わってきております。その中で、まず多様性をしっかりと認めた上で、今後自分たちの農協の目指す姿を考えていかなければいけないだろうと思うところでございます。

2番目に当農協の特色についてでございますが、1つは購買事業を経営の柱としております。もともと信用共済部門に依存した経営はしておりませんでした。その中で現在、信用共済部門においては、営農経済に頼らない信用共済事業を目指すのだということで頑張っております。今年は3年前に比べますと貯金の平均残高が150億伸びたという報告がありますし、共済事業につきましても8年ぶりに推進目標を達成できたというような、平成30年はそういう着地でございます。

組合員に対しての還元は配当によるものではありません。農業関連施設の保守修繕に当たりましては黙っていても年間に2億ほどかかります。当然、応益負担、受益者負担で賄えるものでございますが、農家が使う施設はしっかりと維持していくことを組合員への還元と考えております。また、信用共済は非常に厳しい中でございますが、我々の地域のように郵便局、銀行に頼っているだけでは地域が維持できない、そういう地域もございしますので、ライフラインとして金融共済店舗の維持も併せて還元するものだと考えているところでございます。

産地としての特色とは、多品目複合産地でございます。これはほかの資料で確認していただければと思いますが、いわば農協らしい農協だなという感覚は持っておりますが、ほかの農協と大きく異なる点は、これから御説明申し上げます以下の3つの点であろうと考えております。

私自身は、農協の組合長になってからはJA事業の中でヒット商品を作っていきたいと思っておりました。ただ思っただけではなくて、どのようにしてやっていくか、手探りの中で進めてきましたが、まず1点目は、自分たちの農協はどういうところなのかということ进行分析しました。産地としての特色というのはいろいろなところで分析されておりますが、1点目は組合員の、組合員による、組合員のための農協である。これが我々の農協の一番

の根幹にあるだろうと思っています。一般的に農協においては、職員出身の学識経験理事を常務理事として設置しているところが多いわけですが、当農協においては信用事業担当の役員も含めて全て組織代表の理事の中から役付理事が選ばれております。組合員の、組合員による、組合員のための農協を理想としたこの経営管理体制が特色の一つではないかと考えているところでございます。

私自身、農協の常勤役員になりまして10年を超えましたが、私の感覚的なものといましては、一般的には農協の役員は農協の中でしか通用しないような知識や理論に明るい人が優秀な役員と評価される傾向が多々見られます。ただ、当農協におきましては、農協の組合長は農協の代表だけではなく組合員の代表である。そのような存在になっております。そのため、組合員の意向を把握するに当たってもアンケートであったり調査という手法ではなく、直接対話することを非常に大事にしております。特に中期計画、3年間の地域農業振興計画の策定におきましては、私が自ら生産部会の役員会に行って、生産者とともに現在の課題、そして3年後の目指す姿、それを個々の農家にどういう形で描いてもらうか。そういう点について努力して地域農業振興計画、中期計画、中期事業計画を策定したところでございます。

農家・組合員の会議には積極的に参加するだけでなく、懇親会等にも十分に時間を割いて意見交換をできております。そして、組合員と農協の信頼の厚さは、アンケート結果ではなく、事業量が組合員との接点の厚さ、利用満足度を示すものと考えております。

2番目は、営農指導の目指すべき姿は、米であれ、野菜であれ、作付の拡大を目指し豊作を願う、豊作に向かって頑張る、これが営農指導の根幹である、これが我々の農協の特徴でもあります。農協の中では、特に平成30年産は米の作付拡大を憂いたり、逆に不作を喜んでいるような風潮が見られますが、当農協では、農業者が所有する田んぼを荒らすことなく大事にし、良質な米を少しでも多く収穫するため努力するという農業者のあるべき姿を実現することが究極の目標でございます。

3ページになりますが、平成20年以來、米価の下落傾向が非常に続いておりましたが、あくまでも生産者は品質の向上と収量の安定に取り組んでまいりました。そして、主産地としての責任を消費地に対して果たしてまいりました。その結果が平成30年には消費者からの高い評価と信頼につながって、安定した販売先を得ることができたものと考えております。

最後のところには、平成29年秋からの当農協の秋の平成30年産の取組を書いておりますが、これは私が農家をやっていたときに生産調整の配分がなされる前に種子の注文、肥料の注文を取ることが非常に不思議でなりませんでした。それを元に考えたものでございます。

最後に4ページ目、担い手支援室についてですが、これは農協の事業推進のためではなく、組合員の都合を優先した、組合員のための相談機能でございます。それは相談だけでなく、渉外活動によっていろいろな組合員からの要望を農協につなぐ役割も持っております。

います。その結果、担い手進出が農家のニーズを吸い上げる機能を果たし、農協自身のサービスの向上にもつながったものと考えております。

この設置の経緯につきましては、自分自身、農業者の経験をもとに、農協はこうあってほしい。そのような願いの下で作った部署でございます。この部署では決して農協の商品だけを勧めるのではなく、あくまでも農家の経営に一番有利なものを提案する。ですので、農協ではなくて政策金融公庫の資金を提案したこともありますし、全農以外のものも提案したことがございます。あくまでも農家の経営について十分に配慮してやったものでございます。

最後に、私自身、この組合長を務めた5年間で着実にふるさと農協の事業進捗の手応えは感じております。ただ、独自に発想したものではなく、信用事業においては農林中央金庫、共済事業においては全共連、営農経済事業においては全農のいろいろなアイデア、提案、それを自分たちの地域に合うものか、合わないものか、そして、落とし込む際には自分たちの地域に合わせた形に変えながら落としまいりました。系統の事業は一般的にはコモディティー化していると言われますが、地域の特性等を十分に考慮してアレンジ、工夫することによって、他の承継の事業とは差別化が可能であると考えているところでございます。

時間をオーバーしましたが、私からの御説明とさせていただきます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、北つくば農業協同組合様よりお願いいたします。

○吉川代表理事組合長 ただいま御紹介をいただきました北つくばでございます。こういう機会をいただきまして、感謝申し上げます。

それでは、当JAの取り組み状況について説明をさせていただきます。

2ページにつきましては、資料の構成でございます。

3ページにつきましては、当JAの取り組み状況でございます。

お目通し願って、4ページをお開き願います。ここより取り組み状況でございます。取り組みの1つとして、当JAでは組合員メリット措置として平成20年度より買取米制度を導入しております。生産者への代金の決済の早期化、また一円でも多く所得向上を目指しての目的で取り組んでおります。平成30年については集荷全体の91%が買取米でございます。また、販売リスクに備えて、積立金10億円も造成しております。

5ページについては、平成20年度から買取米の集荷実績でございます。お目通し願います。

6ページ、新品種の取り組みでございます。大手商社と連携いたしまして、コンビニエンスストアへの出荷をしております。平成30年度は170ヘクタールまで拡大しております。品種は、つくばSD2号でございます。

続きまして7ページ、輸出米でございます。JA全農と連携をして、米の輸出に取り組んでおります。県内では最大規模となる462トンの輸出を計画しております。また、平成31年

4月現在では合計100トンを輸出しております。

8ページ、ブランド化への取り組みでございます。お目通し願います。

9ページ、季節的な遊休施設を利用して新規作物の取り組みでございます。その1つとして、冬から春にかけて当管内では小玉スイカの生産・出荷に取り組んでおります。ですが、秋から冬にかけての作物を生産していなかったため、その時期にレタス生産を開始したところでございます。また、レタスをつくることによって小玉スイカの連作障害も解消することができました。現在はレタスの販売額で1億2000万円の販売に増加をいたしております。

10ページ、地産地消の取り組みでございます。多様な販売先、ルートのために直売所を運営しております。また、地域の消費者からの要望によって平成28年度には結城店をリニューアルオープンしております。この結城については、同一地域に支店がございます。利用者の利便性、またいろいろなことを鑑みながら行っております。平成30年度では直売所全体で11億の販売となっております。

11ページでございます。ここでは生産体制による品質の平準化、また、生産者の労働力軽減を目的に、写真にございますように選果場の整備を行ってまいりました。また、選果場運営についてはそれぞれの利用する品目ごとの部会組織による運営を任せております。現在、当管内では5カ所の選果場を保有しております。これら全て自主運営で取り組んでいただいております。

続いて、12ページになります。当JAでは平成28年度より、組合員からの要望を踏まえて、それぞれ高い技術と知識を持ち合わせた専門業務従事者を設置しております。全国的にはTACという形で出向く体制を整えておりますが、当JAでは、営農職員であれば当たり前のことでございます。特に営農指導のプロ、米販売のプロ、経営のプロを設置しまして専門的に生産の指導を行っております。まさにプロ集団でございます。そして、生産者と専門業務従事者が連携をして高品質な農産物を出荷した結果、平成28年度、平成29年度には、青果物販売100億円を2年連続で達成しております。また、専門業務従事者については、生産者の指導、職員の育成・指導にも併せて努力をされております。

13ページでは、コスト低減の取り組みでございます。資料にも記載しておりますが、肥料に係る大口値引きの実施、また生産者の満車自己取りによる値引き、農薬についても実施しております。

14ページは、外国人研修生の受入れについてでございます。当JAでも、外国人実習生を積極的に受け入れております。現在は、JA茨城県中央会と連携をしながら取り組んでいるところでございます。当JA管内では、現在、155名の実習生が活躍をしております。

15ページ、ドローンの取り組みでございます。ここについては最先端農業説明会ということで先日開催をした次第でございます。

16ページ、営農経営支援の取り組みでございます。お目通し願います。

17ページから19ページにかけては、農業経営の取り組みでございます。農業経営者の高

齢化や耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいる状況でございます。

18ページ、アグリファームについての平成30年度の作付状況でございます。

また、19ページは耕作放棄地、再生した農地にオリーブの森をつくるオリーブプロジェクトを平成28年から取り組んでおります。森をつくるに当たっては、中山間地でありますのでイノシシの被害が非常に大きいということで、被害の少ないオリーブを選び、栽培しているところでございます。

以上が我々の取り組み状況でございます。ありがとうございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、ただいまの全中様、農林中金様、全共連様に資料をいただいたもの、そして、秋田ふるさと農業協同組合様、北つくば農業協同組合様、それぞれの説明について御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

では、齋藤専門委員。

○齋藤専門委員 説明ありがとうございます。

農林中金さんの資料の6ページの628JA、その中の意向のヒアリングで500が一番上の継続、合併が100前後ということで報告がありましたけれども、結局組織を守るためには合併という手法も大変有効なのだろうと思います。合併の効果はいっぱいあると思うのですけれども、逆にデメリットで農家との疎遠とか、どこの地方を見渡してみても、農協を守るために合併するのだろうと思いますけれども、農家のほうの現場との意思疎通がだんだん少なくなってくるのではないかと大変危惧しております。その辺はこの合併、1県1JAなどというところまで出てきていますけれども、どんな感じなのでしょう。教えてください。

○大竹代表理事専務 御質問ありがとうございます。

先ほど6ページの御説明をさせていただきました。500、100、5ということでありませけれども、少し長い目で見ると、400、200、5という御説明をいたしました。今、齋藤専門委員がおっしゃったように、合併のメリットは大変ありますので進めていきたいというところも相当数ございますが、デメリットももちろんございます。農協の出資者は農家、組合員が主体でありますし、農協の最大のヘビーユーザーも組合員でございます。したがって、その方々の意向も聞きながら合併をしたらいいかどうかという判断が経営としては出てくると思います。したがって、合併効果は大変大きいけれども、合併を選ぶ数が思ったより少なかったとお感じになられたかもしれません。

金融の世界で申し上げますと、テクノロジーの大変な発達のおかげで、前のように各地区に農協があって、フェイス・トゥー・フェイスであらゆるサービスをしなければいけないかという、そういうことはなくなってきたと思います。特に若い方はインターネットによるバンキング、スマホを使った決済等々、相当程度もう使われておりますので、そういった意味では合併ということに対して農家との疎遠という観点からすると、前よりは抵抗感が少なくなってきたのではないかなと、信用事業のサイドからはそのように思ってお

ります。

ただ、先ほど店舗の統廃合のお話をしましたけれども、やはりこの話をすると、ほとんどの方からは、一方でそれは大変よくわかるけれども、農協らしさが失われるので、そこをどうするのだと。例えばそれは共済と私どもも共通の悩みでありますけれども、渉外担当者、外回りを一定程度置いております。これはニーズによりますけれども、その人たちがしっかり出向いて、例えば年金の御相談に向かうとか、そういうものも引き続き両方やっていく必要があるのではないかと。そのためにもコストダウンが必要なもので、先ほど申し上げましたようなシステム対応とか店舗の統廃合も含めて両輪でやっていきたいと、私はそのように思っています。進めているところでございます。

○飯田座長 では、三森専門委員。

○三森専門委員 ありがとうございます。

私は、そもそもJA改革に関しての大きな論点の一つに、まずJA改革の中でJAの皆様は農業者に向けてこの改革を進めてくださっていると考えると、先進的な取り組みをされている事例の農協は、JAの改革ということではなくて、農家に向き合ったことをしているのだから、それが伸びていると考えられるように感じます。合併もしかり、効率化という中では逆に不便さもあり、高齢者の方々にとって特に金融は、今までの年金が全て農協ではなくゆうちょ銀行に変えざるを得ないような状況になっているということもございまして。是非農協改革の中で考えていただきたいのは、今までの支えてきた高齢の組合員と未来の若者と、両輪の中で地域のニーズに合った改革を是非取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つ、農林中金の7ページで、各会計監査をするというところがございました。個々の農家にこういった負担がかかるということを実際に聞いたりもしますので、是非そのようなことがないように調査であったり改革であっていただきたいと思っております。

今後とも、私も組合員の一人として、このJA改革と一緒に農家の一員として、農業者も改革をするような取組であっていただきたいと感じておりますので、よろしく願いいたします。

○飯田座長 では、1点目は比嘉様より。

○比嘉専務理事 どうもありがとうございます。

先ほどの齋藤専門委員の御質問も含めて申し上げますが、JAの組合員の方が多様化しているから事業方式は複線化せざるを得ない。生産部会や集落営農も維持するのだけれども、大きな農業経営体とも向き合わなければいけない。そうしますと、規模の小さなJAではそれはなかなか難しい。1つの事業方式のときの適正規模と複数の事業方式を持つときの適正規模と違うので、もう一段の合併を選択されるところが多かったのだと思っております。

ただし、合併をしたときに機能を集約して効率化を目指す部分と、合併したって権限はできるだけ支店や地元地域に残しておいて、地元で御判断をいただいて、地元で対応できるような分権しておくべき権限を見極めることが合併の効果を上げる要諦だと思っております。

いまして、この間、1県1JAなどが始めて年限がたつことによって、そういう見極めは随分と良くなってきたと思っておりますが、まだまだ足りないところがあるからこそそういう御指摘をいただくのだと思っております、更に努力してまいりたいと思っております。

それから、金融店舗については農林中金からお話があるかもしれませんが、やはり他の業態、金融界全体を見ていても減少の方向にならざるを得ないのだろうと思っております。先ほど移動店舗車、2トン車ぐらいのイメージでありますけれども、オンラインでその場で貯金の入出金ができる仕組みがあって、農林中金が助成をしながらJAが移動店舗車を導入していくというようなこともやっております。利便性の確保を頭に置きながら、例えば年金の入金日、2カ月に一遍のときにはちゃんと移動店舗車が回ってくるような仕組みとか、併せて工夫をしていかなければいけないなと思いつながら伺いました。

会計監査を通じて組合員の皆様に、例えば外部確認などで御面倒をおかけする場合はございますが、そうした御面倒がきちんとしたルールの中範囲といたしましうか、一定の範囲に収まるように、きちんとやらなければいけないという問題意識を持って努めたいと思っております。

○飯田座長 では、大竹様。

○大竹代表理事専務 三森さん、ありがとうございます。

実は三森さんの地元、フルーツ山梨では、山梨県の第1号の移動店舗車を導入いたしました。曜日指定をして、恐らく支所であるとか、かつての店舗があったところに週1回なり2回回らせていただいております。その頻度がどうかという観点から、先ほどのおばあちゃんのようなお話が出てくるかもしれませんが、そういった運用も考えながら、先ほど申しましたように効率化と、やはりJAらしさを残すという、この両面は大変重要でありますので、そこは今後ともきちんと対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

○飯田座長 では、大田議長。

○大田議長 今日はありがとうございます。

信用事業について伺います。金融事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっていますので、仮に農協改革がなかったとしても信用事業というのは大きな変化を迫られていたと思います。その観点から伺います。

まず、JA秋田ふるさとさんでも、JA北つくばさんでもよろしいのですが、今、県信連はどんな役割を果たしておられるのか、地域の現場におられる方にお伺いいたします。

もう一点、農中の大竹さんが御説明くださった資料の6ページ。今後、単独で経営基盤強化を進め総合事業を継続するところが400から500、将来的には400というお話がありました。預金を集めて貸し出すという従来型の金融ビジネスでは収益を上げられない中で、本当にこれだけの農協が、仮に合併するとしても総合事業を継続していけるのだろうか。奨励金に過度に支えられない限り、総合事業の継続は難しいのではないかというのが率直

な感想なのですが、これについてはいかがでしょうか。お願いします。

○加倉井代表理事会長 県信連のあり方がどうかということでございますけれども。

○大田議長 県信連の役割についてですね。

○加倉井代表理事会長 私は茨城県の会長もやらせていただきましたけれども、そのときに、従来は、私は金融商品、お金ですから、当然農林中金に統合すべきだと考えておりましたが、リーマンショックを見て、リスク分散すべきだというふうに変えまして、茨城県信連は残っております。茨城県信連の利回りは結構いい利回りを出しております、それが県内の支店の統廃合等についてきちんとした配分といいますか、条件整備のための資金を出せるような状態になっております。

北つくばにつきましては、その信連よりも資金運用が上手にしております、具体的な数字を上げて恐縮ですが、一番悪いときでも信連と北つくばとを比べて0.3%、いいときですと0.933%、これは背中が280億でございます。

一番大事なことは、職員がどれだけ真剣に仕事をするか、勉強するかということだと思います。そういう条件をつくるのが我々の立場であって、人材育成なくして農協運動なんてあり得ませんから、そこをきちんとできるかどうかということが大切なことではないかと思っております。

○飯田座長 小田嶋様はいかがでしょう。

○小田嶋代表理事組合長 私が気がついたときにはもう秋田県から信連はなくなっていましたので、信連の存在というのは歴史上の名前しか存じ挙げていません。ただ、農林中金さんに関して言うと、自分たちで独自に運用してあれだけの収益というのは、今の程度でも恐らく無理であろうと思っております。また、運用先というよりも指導機関として非常に我々は頼りにしております。

一昨年、うちの農協で大変な事件が起こったのですが、その際には事件の対応について非常に農中さんのお力、指導を借りながら進めていって、早期に解決したことがございますので、指導機関として非常に頼りになるなと思っております。

○飯田座長 では、大竹様。

○大竹代表理事専務 大田先生から大変難しい御質問をいただきました。金融を取り巻く環境は、先生御存じのとおり大変厳しいものがございます。したがって、メガバンクは店を閉め、人員を削減し、地銀・信金は合併なり統合を進めている。今日は農協の組合長さんたちもいらっしゃいますけれども、私が申し上げているのは、今のままではとても生き残れないと。では、どういうことをやっていきたいと思いますかということで、組織の在り方は先ほど言いましたがいろいろな要素がありますので難しいところがありますけれども、少なくとも地域金融機関としてしっかり存在を認められるようになるには、まず貸出しをもう一度しっかりやりましょうと。貯貸率は今、農協全体で2割ぐらいしかございません。これが10%でも上がれば、収益的には相当貢献をすと思っております。

それは当然、他行との間の競争がございますから難しいのですけれども、幸い私どもは

御説明しましたように総合事業をやっているということでもありますので、農業の経営とともに融資相談にも乗れるし、リスクマネーの御紹介もできる。これはもし総合事業でなければそれができないという、大変厳しいですけども、逆に強みでもありますので、そこを最大限これからは今まで以上に力を入れてやりましょうということを皆さんに申し上げていて、そういう新しい経営計画なり中期戦略なりを各県で策定していただいております。

それから、貯金一辺倒、これは金融庁から言われるまでもなく、組合員も一消費者の皆さんですから、資産運用というニーズも大変ございます。投資信託のようなものを長い目でお勧めする。これも相当程度この2～3年力を入れてまいりまして、新しいチームをアップして、これはそれぞれ地域によって、600JAありますから、やろうというところもあるし、ちょっとまだ早いなというところもありますけれども、そういった預かり資産ビジネス、これは一定程度リスクがありますが、最終的には農協にも少し手数料収入として収益寄与はすると思っております。こういったことを地域の金融機関としてしっかりやっていこうと、そのバックアップとして先ほど申し上げましたようにシステムのところのコストダウンとか、そういうものは最大限私どもがお手伝いをする。そういう体制でやっていきたいと思っております。

○飯田座長 では、新山委員。

○新山委員 簡単に3点お尋ねしたいと思えます。

まず第1点は比嘉専務にお尋ねしたいのですが、全ての農家を一つの組織にまとめておられますけれども、部門によって農家の状況は異なりますし、市場の状態も非常に異なります。したがって、必要な対応も部門によって異なるのではないかと思います。部門対策を行っていく観点が必要だと思うのですが、それについてどのようにお考えになるかお尋ねしたいと思えます。

第2点ですが、秋田ふるさと農協の小田嶋組合長にお尋ねしたいのですが、組合員の、組合員による、組合員のための農協をつくってきたという御説明をいただきました。非常に大事な農業協同組合の原点だと思いますが、どのようにこのような考え方をくり上げてこられたか。もし他の農協に普及するとしたら何が必要かということについてお教えいただければありがたく思います。

3点目は、北つくば農協の吉川組合長にお尋ねしたいのですが、販売力強化のために専門業務従事者を置いているということでした。専門的な機能を果たせる人を抱えることは、単位農協においても全国組織においても非常に大切なことだと思いますが、どのような人をどのように確保されたのか。そして、他の業務にもこのようなことをさせていらっしゃるのか。そして、先ほどと同じですけども、もし他の農協にもこういうことを広めようとするとなんが必要かということでお考えがありましたら、是非お願いしたいと思えます。

以上です。

○飯田座長 では、比嘉様より。

○比嘉専務理事 ありがとうございます。

先ほど組合員の皆さん方が多様化していて、一つのやり方だけではやっていけないという事は全く同じ問題意識です。その上で一つが、全農ではTACと名前をつけておられますが、担い手に出向く専任の人を置いたりすることで多様化の一つには対応する。それから、生産部会は細分化することになると思います。これまでであれば、一つの品目で一つの生産部会ということだったのですけれども、こういう出荷形態をやりたい、こういうこだわりの生産をしたいという人は、また小さなグループをつかって、生産部会が多様化して、分化していくのではないかと考えています。

こうしたことをやっていこうと思いますと、一つの作戦は、もう一段広域合併してJAの規模を大きくするという事ですのですけれども、そういう作戦をとっておられない地域も実はあって、全農を初め、全農の協同会社も含めて連合会に機能の一部を移管するという作戦をとられているところもあります。本当に大きな農業者の対応は、JAが直接やるのではなくて、全農なり全農の協同会社がやるということです。

そうしたことで、広域合併か、あるいは連合会との機能分担の見直しを通じて複数の事業方式を持っていくしかない。そういう形で何とか組合員の皆さんの多様化に対応していきたい。

○新山委員 すみません。お尋ねしたのは、大規模な農家と小規模な農家という意味の多様化ではなくて、農家は肉牛を飼養しているか、酪農をしているか、野菜を作っているか、米を作っているか、専門化しています。作物によってマーケットの状態が全く違いますね。ですので、対応も部門で考えていかねばならないところが大きいと思います。全農さんは全農さんで経済事業としてそれをやっていらっしゃらないといけないと思いますが、全国農業協同組合中央会という組織としてそのような対応をどのようにお考えになるか。全国農協中央会として部門戦略は持っていられないのかと言ったらよろしいでしょうか。

○比嘉専務理事 品目別に、例えば米麦であれば集落営農組織が米麦では基本になるのですけれども、集落組織の方だけが集まるような場は既に全中は作っています。

○新山委員 すみません。余りやりとりしてはいけないと思いますけれども、全国農業協同組合中央会というのは、経済事業を目的とした団体ではなく、農家が寄って立つ基盤を作っていく組織だと思うのですけれども、そのために外に働きかけたり政府に交渉したり、それから経済事業だとか信用事業を超えて大きく農業者の基盤を確保するために何が必要かという戦略的なことを考えていかれる組織ですね。そういうことをやっていくときも、部門によって状況が違うので、米の場合とはか、酪農の場合とはいうふうな戦略を持たれないといけないのではないかと。働きかけ方も、農家への呼びかけや農家への情報提供もあろうかと、そういうふうに思った次第です。またお考えいただけましたら。

○比嘉専務理事 そういう問題意識でやっております。酪農であれば酪農の生産団体と連携してやりますし、米麦の場合は集落営農組織を通じてやるという形を御紹介したかった。生産部会別に何とか組織化というか、縦の情報の流れをつくっていかなければいけないと思っています。

○新山委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、小田嶋様。

○小田嶋代表理事組合長 まず農協の理念が、ふるさと農協が誕生してから、生産なくして農協なし、全国に誇れる複合産地を目指す。当時の地域の農業者のあるべき姿、目指すべき姿、そして目指すべき産地としての姿が明確であったこと。それと、学経役員もまず配置しないで全て組織代表の役員でやってきたわけですが、互選会という制度は非常に政治的な要素が強くなってきますが、当農協においては、組合長が自らこういうスタッフでやっていきたいというような一つのチームをつくって常勤役員を選んできた。それを互選のシステムの中で続けてきたのが一つ大きな、政治的な要素を少しでも排除してきたことで、このような農協になってきたのかなと思っています。

その中で、学識経験理事という者について、歴代の組合長は全部否定的な見方をしておりました。組織代表は、農家の代表は職員よりも下なのか、必ずそれが必要なのかという点で、そういう点では経営者はあくまでも農家の代表であるべきだろう。学識経験役員の定義については、もしかすると私の解釈が間違っているかもしれませんが、農協法の中では基本的に農協や連合会の役員や職員の経験者をもって学識経験者という定め方がされているようでございます。そういう点について非常に歴代の先輩方も疑念を持ちまして、やはり責任ある者が組合員の代表であるべきだろう。そのような先輩方のしっかりした理念が脈々と続いてきたのが、このような農協になった成果ではないかと思っております。

○新山委員 ありがとうございます。

○飯田座長 では、加倉井様、吉川様、どちらでも。

○吉川代表理事組合長 私のほうから、12ページにございます専門従事者の成り立ちでございます。これについては各総代の皆さんの意見交換会の中で、営農指導員はなぜ2～3年、4～5年で異動するのだという意見がございました。それに向けて5年前から、これは当たり前だと、専門的な職場としてプロ意識を持って職務に当たるという状況でございますので、専門業務従事者として異動の対象にしません。5年でも10年でもそれを専門的に学んで産地のために貢献する、それが専門業務従事者の使命でございます。ですので、米の販売もプロ2名でございますけれども、35億の販売を2人でやっています。

また、平成28年、平成29年、2年連続で青果物の販売もしております。これもそういったプロの指導のおかげで100億を達成しているという状況でございます。ですので、我々はTACではなくて専門業務従事者という位置づけで、異動の対象にしていません。

以上です。

○新山委員 ありがとうございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

では、金丸議長代理。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

もう時間がないので早口になることを御容赦願います。まず全中の比嘉さんのところな

のですけれども、今度、法的権限に基づく指導とか監査業務が廃止になって自律的な組織になっていくという中、全中の組織が単協の皆様を提供する付加価値は何かということは今、自己改革の中でいろいろなことを御検討いただいているのだと思いますが、そこはいつでも提供できるサービスは何かクリアになって初めて対価もはっきりするでしょうし、今、新山委員が言われた全国的な共通サービスと個別サービスにも分類されると思いますので、そこは引き続き御検討されるのだと思いますが、いずれ詳しく聞かせていただければと思っています。

その中で、全中の今後の付加価値の一つとして提案は、我々規制改革推進会議は、皆様と対決とか対立する立場を既に越えておりまして、今は皆様のため、あるいは全国の農業者の皆様のために、先ほどドローンの話も出ましたけれども、各種規制改革に取り組んでいます。そこは全中の新しい役目として、我々と是非タッグを組んで、農業者の人たちが仕事をしやすくなるための規制改革をすることをお手伝いいただくのはいいのではないかと考えていますので、よろしくをお願いします。

それから、農林中金の太竹さんに御質問させていただきます。基本的には今日の話の背景は、農林中金として預金は今後増やしていけるのか、いけれないのか。従来だと、単協の皆様は預金を集めて、それを農林中金にお預けをして、そのことが奨励金に結びついていたビジネスモデルですけれども、今は預金を集めれば集めるほど苦しいわけですから、そのことをどうお考えかということ。

それから、預貸率で貸出しを増やすというお話でしたけれども、そのときに融資の審査のリスクはどの組織が負うのか。今はどの組織がどんなふうに負っているのか。同じであれば同じ、違いがあれば違いを御説明いただきたいと思います。

最後に、全農は、先ほど神出さんは帰られたのですが、37ページにチームマーチャンダイジングの絵があったのですね。あれはイトーヨーカドーグループ、特にセブンイレブンさんがもともとチームマーチャンダイジングということを開発して始められて、そのときのチームマーチャンダイジングは、セブンイレブンは小売業なので、最終エンドユーザーが顔を見ながらチームマーチャンダイジングをリードするという主導権をとれるのですけれども、先ほどファミリーマートとか、いろいろな外食だとか、チャンネル別のチームマーチャンダイジングを全農さんはおやりになるというところで、そのチームマーチャンダイジングをどういう皆様の付加価値でリードされるのかということをお聞かせいただければと思います。

○飯田座長 では、まずは比嘉様から。

○比嘉専務理事 全中としては、会員の皆さんとちゃんとコミュニケーションしながら、全中の機能発揮についてはしっかり議論をしていきたいと思っています。

それから、そのうちに既に一つとして政策提言していくのはJAグループとしては全中の役割だろうと思っています。後半、規制緩和のお話も議長代理からございましたけれども、例えば畜舎の建築基準のことなどは、もちろん安全性には配慮していただかなければ

ばいけないけれども、低コスト化に向けて御検討いただくことは極めてありがたいことと思っております、是非とも御検討を深めていただきたいと思いますと思っております。

○飯田座長 では、大竹様。

○大竹代表理事専務 幾つか御質問いただきました。1つは、今の金融環境の中で預金をどうするかということでございます。これはビジネスモデルそのものに直結する議論にもなると思いますけれども、新しい中期経営計画なり戦略では、集める貯金から、集まる貯金にシフトしましょうというのを合い言葉にしております。その心は、今までは貯金第一、一辺倒で、たくさん集めて集中して運用して還元をするモデルでしたので、どんどん集めてくださいという言い方をしておりました。どういうことが起こったかという、ちょっとでもほかより集めるには金利を上乗せして集める。この環境で上乗せをしてまで集めて、当然、農林中金はしっかり運用するのが我々の役割ですけれども、国内はマイナス金利、アメリカも長短の逆転が起こっておりますので、ほとんど經常の資金収支はマイナスでございます。

そんな中で、多様な運用をして還元をしているのですけれども、地域の金融機関として一定程度のシェアをきっちり確保して、地域への金融サービス、これは農協しかない地区も、郵便局はありますけれども、相当数ありますので、金融機能の均てんという観点からもきっちりやろうと。ただし、無理をして集めるような貯金はもうやめましょう。集めるための上乗せなんてとんでもないということは徹底をしてきているつもりでございます。

それから、審査は基本的にはそれぞれが独立した金融機関でありますので、リスクは当然各金融機関が負います。したがって、農協の貸出しは農協がリスクを負いますし、信連は信連、農林中金は農林中金ですけれども、審査ノウハウという観点、あるいは目効き力とか審査力、これはやはりまだまだ不十分なJAさんもありますので、今回の私どもの中期経営計画では相当数の人員を審査チームも作りましてチーム力アップ、これは人材育成と研修でありますけれども、あるいは現場に出向いていって一緒にパワーアップする。こういうチームを数十人単位でこしらえておりますので、それを両方やらないと、ただ貸出しをしましょうといっても不良債権が増えるという結果になりますから、これは先生御指摘のとおり、審査のところが重要と思っております。

以上でございます。

○飯田座長 では、岩城様、山崎様。

○岩城代表理事専務 イトヨーカドーさんがやられたチームMD、実は私も入ってまして、よく経過も知っていて、理解しています。ご覧いただいた37ページの全農グループMD部会の次のページに目指すは農業版SPAと掲げています。先ほど議長代理が言われたように、このSPAしか今は生き残っていないというのが現実であって、これが我々の頭の中にあります。ただ、ユニクロのイメージではありません。まさしく農業版製造小売をやっているように考えました。今回我々が持っている最大の付加価値は「素材を売っていくメーカー機能」だと考えています。

そのときにもう一つ気づいたのは、これまで私たちがやってきたのは、肉とか野菜といった素材を売ることには長けていたのだけれども、よく売り場を見たら、メーカーイン機能が欠けている。小売の売り場の多くはメーカーに作ってもらっているのではないかと思います。だったら、例えばカゴメさんとかキューピーさんにもお声がけして、そういう企業を含めて商品づくりをしていこうとする考え方です。

作業部会はA社からE社まであるのですが、実はこのチーム、各会社さんからは生鮮チーム、総菜チーム、そして加工品チームなどを作っています。一番大きいeコマース企業のMDは部門毎の4人の部長さんが来ておられて、その人たちと一緒にまずこういうものを売っていきたくとかを決め、そこで我々のメーカー機能プラス、今の売られている一般の食品メーカーさんにも入ってもらって、お教えいただいて、商品化して売っていく。

今期からの3か年計画では、100ぐらい商品が出てくると思うのですが、結局出てきた商品をマーケットが受け入れるか、百打席のうち何安打かわからないのだけれども、とにかく3年間打ち続けていきます。もう一つこの資料で記述していませんが、全国で今、農協直売所というのは（売上1億円超えるところは）500ぐらいあり、2,000億円のマーケットを持っています。その中で10億円以上売っている30直売所はリピーターを持っている魅力ある商品がいっぱいあるのです。そういう商品などもこのMDの舞台に引き出して、スポットライトをあて、拡販していこうと考えています。

○飯田座長 ありがとうございます。

○金丸議長代理 是非プライスの主導権もとっていただきたいと思います。

○飯田座長 では、そろそろ時間が参りましたといいますよりも、大幅に超過いたしました、申し訳ございませんでした。議題2については以上といたします。

本日の議論を踏まえまして、農協改革集中推進期間における自己改革、進行しつつあるものの、その残された課題もあるかと存じます。JAグループの皆様におかれましては、引き続き自己改革を進めていただきたいと思いますと感じております。

本日は以上といたします。

事務局から何かございますでしょうか。

○小見山参事官 次回の会合は、また追って御連絡申し上げます。

○飯田座長 それでは、本会議を終了いたします。ありがとうございました。